

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号()については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。
 :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
 :再検討が必要(「」に該当するものを除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の分類	
270331115	26年10月14日	27年1月29日	27年3月31日	消防機関による病院間搬送を民間救急搬送業者へ移行する方策の提案	<p>1)提案の背景: 我が国の救急搬送は、平成24年では年間580万件を突破し、その救急搬送の約50%以上を高齢者が占めている。今後、さらなる高齢化の進展とともに救急搬送件数は右肩上がりに増加していくと想定されている。 我が国の救急搬送人口は、1万人当たり1.5人程度で、未曽有の激増に社会むきむきを経験している。救急搬送件数が増加することが予想されている(2025年問題)。 そのうち救急車到着時間は平成12年には平均6.1分であったものが、平成24年には平均8.3分と延長し、さらには平成26年には10.9分に延長すると想定されている。 このような状況において、平成24年には、全搬送件数のうち病院搬送件数は全体の8%程度を占め、約50万件の件数となっており、平成12年から毎年約5%ずつ増加している。転院搬送はすでに民間救急が請け負っている地域もあるが、傷病者の搬送や院内前搬送の確保などによって消防機関の大きな負担に及びつつある。救急搬送増加・病院搬送増加などのため、如何に消防機関の負担を減し、救急搬送を維持するかが喫緊の課題であると考える。 そこで、救急搬送抑制策の一つとして、現在消防機関が行っている病院間搬送を民間委託することで、消防機関の過剰な負担を減らすことによる消防機関の負担軽減を図る。また、病院間搬送の消防による搬送は、高次医療機関への搬送し、いわゆる乗り回し搬送と呼ばれるもの、一方民間搬送業者が担う。事前に決まった時間の搬送や高次医療機関から市中の病院、主に急性期を搬送し、安定期の患者を受け入れるような病院への搬送がある。 地域によっては、民間が担う急性期以外の搬送も、消防機関によって行われているのが現状である。 さらに病院搬送は、件数が多いというだけでなく、救急搬送の発生から搬送開始までの時間以上も空けることが少なく、消防機関においては大きな問題となっている。この傾向は地方に行けば、いほどその割合が増加しており、一部の消防機関でそのような課題外搬送が想定されているとされている。 本提案は、現在消防機関が行っている病院間搬送を、全面的に民間に委託することで、救急件数の需要削減を期待するものである。 2)病院間搬送を全面的に民間に委託することの意義: 救急搬送需要削減以外に3つの効果が見込まれる。 第1に、毎年500名以上の退職者を出す消防機関所属の救急救命士は、多額の税金を使って養成した資格であるが、現行の状況では退職後その資格が全く活かされていない。退職後の救急隊員の活用を行う事で、救急救命士資格活用と退職職員の活用という効果が期待される。 次に民間養成校卒業生で、消防機関に連絡を取らない救急救命士がいる。統計では約1万人以上の消防機関に属さない救急救命士が存在し、この資格活用と雇用先として期待できる。 最後に、現在消防組織は地方行政の予算の中で、転院搬送を行っているが、今後、高齢化や救急件数の増加などにより、今よりも厳しい予算の中で救急活動を行わなければならない。そこで、病院間搬送を民間開放することで、その費用を受益者負担とすることでこれらの問題を軽減することが可能である。具体的には、病院間搬送にかかる費用を健康保険内から支出する仕組みを構築し、個人としては搬送負担と担い負担割合で提供することにより、救急費用の前減効果があると考えられる。</p> <p>3)病院間搬送民間化への具体的プロセス: 病院間搬送を民間委託するためのプロセスとして、現状では、急性期の患者さんを搬送中に状態が悪化した場合にも、民間救急搬送業者の所有する民間救急車では緊急走行することが出ず、また、救急救急処置も行うことができない。民間救急車は、救急車法第44条第2項「救急救命士は救急用自動車その他の重慶傷病者を搬送するものであって厚生労働省令で定めるもの(以下この項及び第53条第2項において「救急用自動車等」という。以下この項において「搬送」を行う場合は「搬送」が必要と認められる場合は、この限りではない。)と記載されていること、救急救命士の処置を行う場所として救急用自動車等で行わなければならないと規定されているためである。現状では民間救急車は救急用自動車には指定されていないため、車内での救急救命処置を行うことはできないが、道路交通法施行令にて、民間救急車を救急救命士法に救急用自動車等に指定することで、民間救急車内においても救急救命処置ができるものと解する。 そのため、道路交通法施行令にて民間救急車を救急用自動車と認定することで、緊急に搬送しなければならない場合でも、緊急走行をすることができ、消防機関が担っている病院間搬送と遜色ない活動が可能である。 また、法以外の部分では、救急救命士が救急救命処置を行うためには、MC組織が必要であるが、現状は消防機関によるMC組織が大部分あり、民間の救急救命士が消防のMC組織に所属することはできないが、特定走行をすることができないのが現状である。 MC組織の法的根拠は遠慮によるものであるため、民間によるMC組織の体制についての遠慮が必要となる。 以上の修正、救急救命士法施行規則の救急救命処置の確保場所の改正などの付随的な整備を行うことで、現在消防機関が行っている病院間搬送を民間救急搬送業者に全面的に移行できると考えられる。 4)上記を実施するにあたり必要な課題: 必要と考える法改正等: -道路交通法施行令 -救急救命士法と関連規則 -患者等搬送事業者指導基準等の作成について(平成20年5月8日付け消防救第87号消防庁救急企画室長発) -診療保険点数の改正など -メディカルコントロール協議会の設置促進について(平成17年7月23日付け消防庁次長、厚生労働省医政局長通知)</p>	個人	消防庁 総務省 厚生労働省	【警察庁】 緊急自動車とは、消防用自動車、救急用自動車その他の政令で定める自動車で、当該緊急利用のため、政令で定めるところにより、運転中のものを用い、道路交通法(昭和35年法律第105号)で通行区分等の特例等が定められています。救急用自動車は、道路交通法施行令(昭和35年政令第27号)第13条第1項第1号の2により、傷病者の緊急搬送のために必要な特別の構造又は装置を有するものとされています。 【警察庁】 道路交通法第39条 道路交通法施行令第13条 【総務省】 「患者等搬送事業者指導基準等の作成について」(平成元年10月4日付け消防救第116号消防庁救急救護課長通知) 【厚生労働省】 救急救命士法第2条第2項 救急救命士法第46条第2項救急救命士法施行規則第24条 【厚生労働省】 救急救命士法第46条第2項救急救命士法施行規則第24条 【厚生労働省】 救急救命士法第46条第2項救急救命士法施行規則第24条	【警察庁】 道路交通法第39条 道路交通法施行令第13条 【総務省】 「患者等搬送事業者指導基準等の作成について」(平成元年10月4日付け消防救第116号消防庁救急救護課長通知) 【厚生労働省】 救急救命士法第2条第2項 救急救命士法第46条第2項救急救命士法施行規則第24条	【警察庁】 (1) 民事訴訟 (2) 現行制度下で対応可能 【総務省】 民事訴訟 【厚生労働省】 民事訴訟	【警察庁】 (1) 民間救急車内において救急救命士が救急救命措置をすることができない点については、救急救命士の活動場所は厚生労働省所管の救急救命士法において定められていることであるが、その範囲拡大についてお答えする立場にありませんが、道路交通法施行令は、救急用自動車を緊急自動車として掲げ出すための要件を規定しているに過ぎず、道路交通法上の緊急自動車として認めることは、救急救命士法上の救急用自動車であることを認るものではないと承知しています。 (2) 緊急自動車は、通行方法等に特例が認められている一方、他の運転者は交差点等における優先義務が課されるため、交通の安全と円滑の観点から真に公益上必要とされるものに限り、緊急自動車として取り扱っています。御提案の民間救急車による病院間搬送、いわゆる患者等搬送事業者は、緊急性のない患者を搬送対象とすることとされていること等から、一般的に緊急性がある(通行方法等の特例を認めるだけの公益性、緊急性が認められる)とは言えません。他方、民間主体であっても、緊急性のある傷病者を搬送するために医療機関と運行委託契約を結び、実質的には当該医療機関が運用しているものと同視できる体制が確保されているなどの救急用自動車であれば、緊急自動車としての届出を行うことは可能です。 【総務省】 「患者等搬送事業者指導基準」の改正が必要と提案されていますが、どのような点において当該基準の改正が必要とお考えか明確ではありません。しかし、当該基準は、高齢化の進行等を背景として患者等を搬送する民間事業者が増加したことを受け、それらの事業者について一定の質を確保するため、車両や資器材・人員等について一定の条件を満たした事業者を各消防本部が「患者等搬送事業者」として認定する制度を設けていることと、この認定の有無によって民間事業者が患者等の搬送を行うことを規制しているものではなく、一定の質の保証をしているという趣旨の制度です。 また、救急救命士に対するメディカルコントロール体制については、厚生労働省の回答と同旨です。 【厚生労働省】 救急救命士とは、厚生労働大臣の免許を受けて、救急救命士の名称を用いて、医師の指示の下に、重慶傷病者が病院又は診療所に搬送されるまでの間に救急救命処置を行うことを業とする者です。救急救命士が、活動する現場には医師等が不在のため、処置等について医学的な保証を行うために、厚生労働省、消防庁では通知によって、教育体制、プロコール策定、直接指示体制、事後検証体制等を構築するために、都道府県単位、地域単位のメディカルコントロール協議会を設置することをお願いしています。 救急救命処置記録は救急救命士法第46条で厚生労働省令で定める機関(病院、診療所及び消防機関)に勤務する救急救命士と、その他の救急救命士に分けて保存の方法を示しています。

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。

- :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
- △:再検討が必要(「○」に該当するもの除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				規制改革会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の分類	措置の概要(対応策)	
270630038	27年5月18日	27年6月1日	27年6月30日	環境に優しいスマートホーム・スマートシティづくりを推進するため、スマートメーターから分電盤までの電線での電線2MHzから30MHzの周波数帯の使用を認めること	【要望内容】 スマートメーターから分電盤までの電線における、2MHzから30MHzの周波数帯の使用 【理由】 電力用の電線を利用した通信を行う際、電気自動車等つなごうた屋外電線では、2MHzから30MHzまでの高速通信用の周波数帯の使用が認められている一方、同じ屋外であってもスマートメーターからブレーカーまでの電線では認められていない。エネルギーの効率的利用を図るとともに、近い将来、高速通信によるスマートホームやスマートシティづくりの推進が期待されるため、スマートメーターからブレーカーまでの電線においても高速通信用の周波数帯の使用が可能となるよう、国際先端テスト等による検討を行うべきである。	日本商工会議	総務省 経済産業省	広帯域電力線搬送通信設備の屋外利用については、平成23年2月に情報通信審議会・情報通信技術分科会・電波利用管理委員会の下に、高速電力線搬送通信作業班を設置し、広帯域電力線搬送通信設備の屋外利用に係る電磁妨害波の許容値及び測定法について審議を行い、平成24年10月19日に情報通信審議会から答申を得ています。同答申を受けて、平成25年9月に電波法施行規則等の関係省令の改正を実施し、広帯域電力線搬送通信設備の利用可能範囲について、電波受信者の引込口における分電盤から負荷側までの範囲を拡大したところである。	電波法施行規則第四十四條第二項	その他	スマートメーターから分電盤までの間で2MHzから30MHzの周波数の使用を認めたとしても、実際にそれを利用したスマートメーターが購入・設置されなければ意味がないため、今後、スマートメーターの購入・設置者である電力会社から当該スマートメーターの活用について要望が出てくれば、検討を開始します。 昨年も同様の要望をいただき、具体的なニーズについて貴所におたずねしましたが、回答が得られなかったため、電力会社で構成される電気事業連合会に当方から話を伺ったところ、現状では、2MHzから30MHzの周波数帯の電力線搬送通信設備を使用したスマートメーターの活用を考えていないとのことでした。 以上の経緯から、電力会社以外で当該スマートメーターを購入・設置し、活用することを希望する方がいらっしゃれば、具体的かつ明確に御指示願います。 仮に本提案の内容について検討を開始することになった場合は、左記の作業班において検討することとなりますが、その際には貴所又は活用することを希望される方からも作業班の構成員として参加いただき、必要となる通信速度やノイズ対策等について説明いただかなければなりませんので、御留意願います。 また、同作業班での検討においては、他の機器への干渉影響を評価するため、設備から発せられる電磁妨害波の測定試験等を行うことが必要となり、測定試験に係る費用や人員等を要望者の方から負担いただくこととなりますが、こちらについても御留意願います。	
270731004	27年4月16日	27年5月15日	27年7月31日	マイナンバーを活用した世界最高水準のIT国家の実現	具体的要望事項 活用範囲拡大に向けたロードマップの作成とそれに必要な法的措置の洗い出しと法改正対応(別の要望事項「IT活用新法」と関連) (2)個人カードの機能をスマホに埋め込むことを実現 (3)医療等分野についてもマイナンバー制度の下で利活用を図ることを明確化	(一社)新経済連盟	内閣官房 総務省	(1)マイナンバー法では、マイナンバーの利用範囲について、社会保障分野、税分野、災害対策の分野で利用することが規定されています。また、特定個人情報の提供を原則禁止とし、行政機関等が情報提供ネットワークシステムを使用している提供など、番号法に規定するものに限り可能としています。 (2)現在、個人番号カードに公的個人認証サービスの認証手段として、スマートフォンをパソコンのカードリーダーとして利用し、個人番号カードの電子証明書を読み込み、パソコンからインターネット申請を行う方法 スマートフォンで個人番号カードの電子証明書を読み込み、スマートフォンからインターネット申請を行う方法について研究を進めているところです。 (3)医療等分野については、健康保険法、国民健康保険法による保険給付の支給、保険料の徴収に関する事務などでマイナンバーを利用することができます。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条、第19条	(1)検討に着手 (2)検討を予定 (3)検討に着手	(1)マイナンバー制度を我が国を支える重要インフラとすべく、マイナンバー制度活用範囲拡大に向けて、新戦略推進専門調査会・マイナンバー等分科会などを通じてマイナンバー、個人番号カード、マイナンバーの具体的な利活用策について幅広く検討中であり、今後、推進に向けて関係府省庁と検討を進めてまいります。 ご要望いただきましたスマホへの連携や医療等分野における利活用についても、今後も継続的に関係者と検討を進めてまいります。 (2)スマートフォンへの電子証明書の搭載については、セキュリティを確保するとともに、格納方法の検討等を進める必要があり、次なる研究課題と認識しているところです。 (3)第189回通常国会に提出した「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」において、健康保険組合等が予防接種履歴について、地方公共団体間で情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携を可能とすることとしています。 その他の事務におけるマイナンバーの利用については、厚生労働省において開催している「医療等分野における番号制度の活用等に関する研究会」における検討の結果等を踏まえ、適切に対応してまいります。	
270731005	27年4月28日	27年5月15日	27年7月31日	「IT前提社会」の実現 「IT活用新法」の制定 「デジタルファースト」の原則 「対面原則」・「書面交付原則」の撤廃 「IT活用促進のための既存制度・法令の見直し」の原則 「ITの利活用を阻害する規制について民間からの意見を吸い上げる仕組みの設置」 「行政機関間の情報連携(同じ情報を企業や個人に複数回求めない、複数機関から求めない)の徹底とフォローアップの実施」 「マイナンバー制度を活用した行政手続きの効率化の原則」 「マイナンバー制度を活用した民間事業者の手続きの効率化と民間ビジネスの創出の原則」 「マイナンバー制度の徹底利活用に関するロードマップの作成」	「IT前提社会」の実現 「IT活用をより一層推進してイノベーションを促進するための法環境整備が必要、電子化を優先するという原則を宣言すべき、対面原則、書面交付原則を撤廃するべき、IT前提社会」を実現するにあたって既存制度や法令の観点検点・見直しを行うべき。 「IT活用新法」の制定 「デジタルファースト」の原則 「対面原則」・「書面交付原則」の撤廃 「IT活用促進のための既存制度・法令の見直し」の原則 「ITの利活用を阻害する規制について民間からの意見を吸い上げる仕組みの設置」 「行政機関間の情報連携(同じ情報を企業や個人に複数回求めない、複数機関から求めない)の徹底とフォローアップの実施」 「マイナンバー制度を活用した行政手続きの効率化の原則」 「マイナンバー制度を活用した民間事業者の手続きの効率化と民間ビジネスの創出の原則」 「マイナンバー制度の徹底利活用に関するロードマップの作成」	(一社)新経済連盟	内閣官房 総務省	行政手続オンライン化法によって、行政機関への申請・届出や、行政機関が行う通知、縦覧、閲覧、作成等の手続については、個別の法令において書面で行うこととされている場合であっても、オンラインで行うことが可能となっております。個別の法令上、対面又は現物を必要とし、オンライン化にしない一部の手続については、行政手続オンライン化法の適用除外として別表に挙げられていますが、個別の制度の見直し等によりオンライン化が可能となった場合には、別表から削除し、行政手続オンライン化法の適用対象としております。 マイナンバー法では、マイナンバーの利用範囲について、社会保障分野、税分野、災害対策の分野で利用することが規定されています。また、マイナンバー法の附則では、マイナンバー法の施行後1年を目途として、情報提供等記録開示システムを設置することとされています。	行政手続等における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条、附則第5条第3項	検討に着手	「IT前提社会」の実現 個別の制度・法令の見直しにより、オンラインで行うことが可能となった手続については、行政手続オンライン化法の別表(適用除外)から削除し、行政手続オンライン化法の適用対象とする等、都度対応をしてまいります。 対面・書面交付等が法令で規定されている制度の見直しは、IT利活用を促進する環境整備のための不可欠であるとの考えから、昨年12月より本年3月にかけて、こうした手続の撤廃を実施しました。撤廃の結果は各府省庁が今後法制度の見直しをするための基礎情報となるため、各府省庁において毎年調査を行い、最新の情報を把握することを検討中です。また、法令上オンラインによることが認められていない手続のうち、オンライン化等が有効であると考えられる手続に関しては、各府省庁が検討対象手続・検討スケジュールを設定し、実行に移すことでIT利活用促進のための法制度整備が可能になると考えられます。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。

- :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
- △:再検討が必要(「」に該当するものを除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の分類	措置の概要(対応策)	
270731006	27年4月28日	27年5月15日	27年7月31日	マイナンバー制度の活用に関する工程表の作成	<p>マイナンバー制度の活用への「分野」拡大 新経済連盟は、医療分野を筆頭に、準公的・民間分野への活用範囲拡大について提言を行ってきたところ(昨年6月25日)、活用範囲拡大に向けたロードマップを、2020年をゴールとしていつまでに何を果たするの時間軸を明記した上で、国民がメリットを分かるように政府は作成するべき。</p> <p>マイナポータル等の機能の充実強化 マイナポータル等を經由したサービスの充実として、金融機関、郵便、ライフライン事業者などの民間領域における住所変更手続き等各種手続きの一括処理(ワンストップ化)などを推進する。国民の利便性向上をアピールできる重要なユースケースである。 確定申告の簡素化等もマイナポータル上のキラーコンテンツであり、これの実現に向けた対応をしっかりと行うべきである。</p> <p>マイナンバー制度活用の「使用者範囲」の拡大 グローバル時代において海外に在住する日本人も増加している。海外転出者でも公的個人認証等マイナンバー制度を活用できるようにする。 2020年のオリンピック・パラリンピックを前にして訪日外国人がさらに増加していくことも見据え、個人番号カード等を彼らに交付して彼ら本人の確認等に活用することも検討すべき(エストニアのe-residencyも参考)。</p> <p>公的個人認証サービスの拡大/本人確認の合理化等 公的個人認証サービスの番号検証者として、総務大臣が認定する民間事業者が新たに追加されることとなる。マイナンバー制度の民間利用やそれによる民間ビジネスの拡大を促すよう、当該認定手続きに当たっては、認定取得期間の明確化と過度な負担や対応を求めないなどの配慮が必要。 官民での安全安心なオンラインサービス拡充に向けて、ID連携トラスト・フレームワーク制度の利用や当該制度との連携を進めていく必要がある。</p>	(一社)新経済連盟	内閣官房総務省	<p>マイナンバー法では、マイナンバーの利用範囲について、社会保障分野、税分野、災害対策の分野で利用することが規定されています。また、マイナンバー法の附則では、マイナンバー法の施行後1年を目途として、情報提供等記録開示システムを設置することとされています。</p> <p>個人番号カードは当該市町村が備える住民基本台帳に記録されている者に対して交付されるため、住民票の記載対象にならない日本人の海外転出者は、個人番号カードの交付の対象には含まれません。</p> <p>民間番号等検証者向けの具体的な認定基準については、今後政省令の整備と併せて策定する予定です。</p>	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条、附則第6条第5項</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律</p> <p>電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行令</p> <p>電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則</p>	<p>(1)検討に着手</p> <p>(2)現行制度下で対応可能</p> <p>(3)検討を予定</p> <p>(4)検討に着手</p>	<p>(1)マイナンバー制度を我が国を支える重要インフラとすべく、マイナンバー制度活用範囲拡大に向けて、新戦略推進専門調査会・マイナンバー等分科会などを通じてマイナンバー、個人番号カード、マイナポータルの具体的な活用品について幅広く検討中であり、今後、推進に向けて関係府省庁と検討を進めてまいります。 ご要望いただきましたマイナンバー制度的な活用について幅広く(検討中)であり、今後、推進に向けて関係府省庁と検討を進めてまいります。</p> <p>(2)マイナンバーの利用範囲の拡大については、マイナンバー法の附則において、マイナンバー法の施行後3年を目途として検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、国民の理解を得つつ、所要の措置を講じるものとされています。平成26年6月に閣議決定された「世界最先端IT国家創造宣言」(以下「創造宣言」といふ。))では、マイナンバーに関する情報連携等により、更なる効率化・利便性の向上が見込まれる分野については、制度の趣旨や個人情報の保護等に配慮しつつ、マイナンバーの利用範囲の拡大について検討を進めることとしており、同工程表において、利用範囲の拡大の検討を行う分野及びそのロードマップを明示しています。 また、創造宣言においては、情報提供等記録開示システムの機能を拡大し、プッシュ型・ワンストップサービスなど、暮らしに係る利便性の高い官民のオンラインサービスを、本人確認の連携等によりシームレスに利用し、電子的に完結することを可能とするマイナポータルを実現することとしています。</p> <p>(3)住民票の記載の対象外となる者には、住民票の記載に基づき交付される個人番号カードの交付は困難ですが、公的個人認証サービスのうち今回新たに追加される利用者証明機能は、利用者本人であることのみを証明する仕組みであり、住所を含む基本4情報の記載がないため、海外転出者にも対応可能と考えられ、今後検討を進めて参ります。</p> <p>(4)民間番号検証者向けの具体的な認定基準については、今後政省令の整備と併せて策定して参りますが、民間事業者側のシステム、組織体制、運用規程の整備状況等を総合的に評価し、主にセキュリティの観点から、公的個人認証サービスを適切に利用できる民間事業者を認定することとする予定です。</p>	
270731007	27年4月28日	27年5月15日	27年7月31日	個人番号カードの普及・利活用/新しい技術への対応	<p>個人番号カードの普及・利活用 個人番号カードの普及のための啓発活動をきちんと行い、普及しなかった住基カードの轍を踏まないようにする。国民の利便性の向上に焦点を絞り、広報活動を強化する必要がある。具体的なユースケースを分かり易く説明するべき。 ・出生、引越、婚姻、就職、入学、転職、死亡などのライフイベント時の各種手続きの簡素化・自動化・手続き漏れの防止など窓口によるワンストップサービスを実現する。 ・個人番号カードの普及を加速するために、健康保険証、診察券、免許証、パスポート、図書館利用などの使用頻度の高いカードへの適用を早期に実現するべきである。 行政手続きは、申請ベースが基本になっているため、各地方自治体などが独自に打ち出している福祉制度などが十分に利用されていない。申請手続きを簡便にするなどの取り組みや、マイナポータル等を活用したプッシュ型の告知徹底なども望まれる。 ・住民票、印鑑登録証明書、戸籍簿本などをコンビニ交付できるようにする。</p> <p>新しい技術への対応/スマホからのアクセス 利便性の高い世界最高水準の電子サービスを目指すならば、それへのアクセスは、デジタル社会における新しい技術の活用に対応できるようにすることが必要不可欠。 その意味で、スマホなどのデバイスが普及している現在では、ICカードのかわりとなるように、少なくともスマホからの利用を前提とした仕組みを早急に構築すべき。</p>	(一社)新経済連盟	内閣官房総務省	<p>マイナンバー法の附則では、マイナンバー法の施行後1年を目途として、情報提供等記録開示システムを設置することとされています。</p> <p>広報活動については、内閣官房等と連携して、展開しています。 カード機能の一元化については、健康保険証や国家公務員身分証との一元化について、関係省庁と連携して検討しており、また自治体に対してカード普及に向けた多目的利用について説明周知を行っているところです。</p> <p>コンビニ交付サービスについては、導入に対するメリットを説明するとともに、特別交付税措置を行うことで導入自治体のコスト削減を図っています。</p>	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律附則第6条第5項</p> <p>現行制度下で対応可能</p> <p>対応</p>	<p>個人番号カードの普及に向けては、CMやポスターを活用した広報活動を実施しており、今後も継続的に実施してまいります。 マイナンバー制度を我が国を支える重要インフラとすべく、マイナンバー制度活用範囲拡大に向けて、新戦略推進専門調査会・マイナンバー等分科会などを通じてマイナンバー、個人番号カード、マイナポータルの具体的な活用品について幅広く(検討中)であり、今後、推進に向けて関係府省庁と検討を進めてまいります。 ご要望いただきましたワンストップサービスや健康保険証、運転免許証、旅券等への適用、マイナポータルのプッシュ機能、住民票等のコンビニ交付についても関係者と検討を進めてまいります。</p> <p>平成26年6月に閣議決定された「世界最先端IT国家創造宣言」においては、情報提供等記録開示システムの機能を拡大し、プッシュ型・ワンストップサービスなど、暮らしに係る利便性の高い官民のオンラインサービスを、本人確認の連携等によりシームレスに利用し、電子的に完結することを可能とするマイナポータルを実現することとしています。</p> <p>引き続き、カード機能の一元化、コンビニ交付や多目的利用等について周知・検討を行ってまいります。</p>		

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。

- :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
- △:再検討が必要(「」に該当するもの除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的な内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の分類	
270731008	27年4月28日	27年5月15日	27年7月31日	効率的なIT投資の推進	<p>データガバナンス/業務の標準化・効率化</p> <p>「改訂版世界最先端 IT 国家創造宣言」では、「データフォーマット、用語、コード、文字等の標準化・共通化」を行うこととなっている。異なる領域のデータの紐づけを行うためにはデータ様式やメタデータの共通化が必要。</p> <p>政府・自治体の業務の標準化・効率化を進めていく必要がある。総務省の「地方自治体における業務の標準化・効率化に関する研究会」が指摘するように、業務の標準化は効率化を高めるための重要な鍵である。また、ビジネスプロセスエンジニアリングによる業務改革が必要。</p> <p>システムのシンプル化</p> <p>政府機関のシステム投資、ネットワーク投資の効率化を進めるべき。政府・自治体システムのクラウド化を政府目標に沿って進めるべき。</p> <p>自治体の戸籍事務のクラウド化についても検討するべき。</p> <p>「改訂版世界最先端 IT 国家創造宣言」の方針も踏まえ、ベンダーロックインの解消を進めるべき。なお、当連盟としては、政府調達改善に向けて2度の具体的な提言(昨年4月21日、12月26日)を提出しているため、これをもとに具体的な改善を図っていくことを強く望む。</p> <p>二重投資を避けるためにも、医療・介護・健康分野での情報連携も、マイナンバー制度の仕組みを活用することとするべき。</p>	(一社)新経済連盟	内閣官房 法務省 総務省	<p>マイナンバー法では、マイナンバーの利用範囲について、社会保障分野、税分野、災害対策の分野で利用することが規定されています。また、マイナンバー法の附則では、マイナンバー法の施行後1年を目途として、情報提供等記録開示システムを設置することとされています。</p> <p>データガバナンス/業務の標準化・効率化</p> <p>【データガバナンス】</p> <p>データガバナンスについては、「電子行政分野におけるオープンな利用環境整備に向けたアクションプラン」(平成26年4月26日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)に基づき、政府・自治体・官民間の連携を円滑にするためのデータ構造等の共通基盤を整備することが不可欠であるとの認識の下、文字、用語、コードの標準化・共通化等の取組を推進。</p> <p>【業務の標準化・効率化】</p> <p>業務の標準化・効率化については、「世界最先端IT国家創造宣言」(平成25年6月14日閣議決定・平成26年6月24日改定)に基づき、利便性の高い電子行政サービスの提供のため、クラウドや番号制度を見据えた、業務改革の計画的な推進。また、国・地方を通じた行政情報システムの改革のため、IT投資に当たっての業務改革の徹底等を取り決めているところ。さらには、IT総合戦略本部における推進管理体制として、行政のIT化と業務改革の同時一体的推進を強力・機動的に行うための関係級の体制を整備する旨も明示。</p> <p>システムのシンプル化</p> <p>政府情報システムの効率化については、「世界最先端IT国家創造宣言」(平成25年6月14日閣議決定・平成26年6月24日改定)において、政府情報システム改革に関するロードマップに基づき、政府CIOの指導の下、重複する情報システムやネットワークの統合、必要性の乏しい情報システムの見直しを進めるとともに、政府のプライベートクラウドである政府共通プラットフォームへの移行を加速する旨を取り決め。</p> <p>自治体クラウドについては、番号制度の導入と併せて共通化・標準化を行う。地方公共団体における取組を加速する旨、さらに、国の政府情報システム改革ロードマップの進捗を受け、地方公共団体の情報システム改革を推進する旨を取り決め。</p> <p>政府情報システムに係る政府調達に関しては、「世界最先端IT国家創造宣言」(平成25年6月14日閣議決定・平成26年6月24日改定)に基づき、「政府情報システムの整備及び管理に関する標準ガイドライン」(平成26年12月3日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)を策定。</p> <p>総務省では、自治体クラウドの導入をはじめとした自治体システムのクラウド化等の取組を一層促進することを目的として、「電子自治体の取組を加速するための10の指針」(平成26年3月24日)を取りまとめ、地方公共団体に対して通知するとともに、必要な助言・情報提供等を実施しています。</p> <p>なお、平成26年4月1日時点では550団体がクラウド化に取り組んでおり、取組の一層の推進が目標されているところです。</p> <p>戸籍事務を処理するためのシステムについては、戸籍のコンピュータ化について法務大臣から指定を受けた市区町村長が、個別にシステム業者(ベンダー)と契約し、導入しています。</p>	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条、附則第5条第5項</p> <p>戸籍法第118条、119条</p>	<p>検討に着手</p> <p>現行制度下で対応可能</p> <p>検討に着手</p> <p>その他</p>	<p>マイナンバー制度活用範囲拡大に向けた検討の中で、ご要望いただきました医療・介護・健康分野での利活用拡大についても検討しており、今後も継続的に関係者と検討を進めてまいります。</p> <p>データガバナンス/業務の標準化・効率化</p> <p>【データガバナンス】</p> <p>データガバナンスについては、「電子行政分野におけるオープンな利用環境整備に向けたアクションプラン」(平成26年4月26日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)に沿って、文字、用語、コードの標準化・共通化等の取組を着実に推進しているところです。</p> <p>【業務の標準化・効率化】</p> <p>業務の標準化・効率化については、「世界最先端IT国家創造宣言」(平成25年6月14日閣議決定・平成26年6月24日改定)を踏まえ、eガバナメント関係会議(高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部長決定・議長・官房長官)の下に、政府CIOを主軸とする「国・地方IT化・BPR推進チーム」を設置し、国・地方を通じての行政のIT化と業務改革の抜本的な取組を加速化していく予定です。</p> <p>システムのシンプル化</p> <p>政府情報システムの効率化については、政府情報システム全体の統廃合・クラウド化等の改革工程を明示した「政府情報システム改革ロードマップ」(平成25年12月26日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定・平成27年3月4日改定)を本年3月に改定し、政府共通プラットフォームへの移行等の改革を一層加速することとなっております。</p> <p>政府情報システムに係る政府調達に関しては、「政府情報システムの整備及び管理に関する標準ガイドライン」(平成26年12月3日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)に沿って、RFI(Request For Information)の活用、調達仕様書における要件の明確化等を通じ、競争性確保のための取組を進めているところです。</p> <p>総務省では、「電子自治体の取組を加速するための10の指針」(平成26年3月24日)に基づき、有識者・自治体職員からなるフォローアップ検討会を開催するとともに、クラウド化の課題と対応策について、自治体クラウド導入団体にヒアリング等を行い、その成果を取りまとめ、自治体に対し助言・情報提供等を実施しています。</p> <p>さらに、平成27年4月に、eガバナメント関係会議のもとに策定した遠藤政府CIOを主軸とする「国・地方IT化・BPR推進チーム」において、自治体の業務改革の促進等を目的とした、自治体クラウドの機動的な展開等について検討することとされ、適宜、政府CIOに御報告しながら進めているところです。</p> <p>今後は、これらの検討を踏まえ、自治体クラウドの取組事例について具体的に分析・整理を行い、情報提供・助言を行うことで、取組を積極的に展開してまいります。</p> <p>提案の「戸籍事務のクラウド化」が具体的にどういったものを目指すのか明らかではありませんが、現在、有識者で構成する「戸籍制度に関する研究会」において、マイナンバー制度の導入について検討する中で、戸籍事務を処理するためのシステムの一元化(クラウド化)の是非を含め、新たなシステムの在り方についても検討を進めているところです。</p>

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。

- :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
- △:再検討が必要(「」に該当するものを除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の分類	措置の概要(対応策)	
270831006	27年4月16日	27年5月15日	27年8月31日	対面原則・書面交付原則の撤廃とIT活用新法の制定	<p>具体的要望事項</p> <p>(1)対面原則・書面交付原則の撤廃による、ITを活用したイノベーションの推進</p> <p>(2)マイナンバー制度の導入を前提に、IT活用を一層推進するため、電子化を優先するという原則を宣言し、併せて、その実施に際して必要となる諸制度の見直しを含めた「IT活用新法」を検討すべき。</p> <p>提案理由・現状の問題点</p> <p>(1)当連選は、従来より、対面原則・書面交付原則の撤廃を掲げており、行政や各産業・サービスでITを徹底的に活用することが生産性の向上や産業競争力の向上につながる。日本再興戦略にも記述がされているが、個別に実現されていない事項はまたたくさんあるのでそれを実現する必要がある。具体的事例は、以下参照。</p> <ul style="list-style-type: none"> 不動産取引の重要事項説明での対面規制の完全解禁 遠隔医療の推進 処方箋医薬品及び要指導医薬品のネット販売の推進 デジタル教科書の承認 処方せんの電子化及び積極活用を早期実現 金融商品取引契約等における説明方法としての電子書面交付のデフォルト化 インターネット選挙の解禁(メール活用の解禁) 株主総会の事業報告等のウェブ開示のデフォルト化 会社設立手続き、市役所等での諸手続きのネット対応の推進 電子私書箱の活用(電子私書箱に届けられたデータの法的効力検討) 民間ソフト、アプリケーションを用いた利便性の高い電子納税の実現 政府・自治体から国民への書類通知や証明書発行も電子交付にする マイナンバーを活用した本人確認の実現(マネロン法令改正) <p>(2)今般、マイナンバー制度が導入されることになりこの制度を最大限活用しデータ連携ができれば世界最高水準のIT社会実現も可能であるが、そのためには、IT活用を前提とした社会に変革する必要がある。</p> <p>(3)2月16日の産業競争力会議WGにおいて、IT戦略本部は、電子的な手続きの基礎となる制度について法的措置の検討を示唆している。この法的措置の中で、上記(2)を実現するために、国家方針として「デフォルトIT化」を宣言したうえで、上記(1)の個別の見直しのPRCAをまわしていくべきである。</p>	(一社)新経済連盟	内閣官房 総務省 財務省 文部科学省 厚生労働省 国土交通省	<p>【内閣官房】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項、第17条</p> <p>【内閣官房】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項、第17条</p> <p>【総務省】 公職選挙法(昭和25年法律第100号)第142条の4</p> <p>【地方自治法、司法施行令】</p> <p>【財務省】 国税庁では、納税者等にとってより使い勝手の良い製品が提供されるように、e-Taxに関連する仕様を民間の財務・会計ソフトウェア開発業者向けに一般公開しております。</p> <p>【文部科学省】 現時点においても、副教材としていわゆる「デジタル教科書」を用いることは可能ですが、学校教育法第34条における「教科用図書」として使用することは、同条では電子データによるもの教科用図書に該当するとは明記されていないことなどから、認められていません。</p>	<p>【内閣官房】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項、第17条</p> <p>【総務省】 公職選挙法(昭和25年法律第100号)第142条の4</p> <p>【地方自治法、司法施行令】</p> <p>【財務省】 国税庁では、納税者等にとってより使い勝手の良い製品が提供されるように、e-Taxに関連する仕様を民間の財務・会計ソフトウェア開発業者向けに一般公開しております。</p> <p>【文部科学省】 現時点においても、副教材としていわゆる「デジタル教科書」を用いることは可能ですが、学校教育法第34条における「教科用図書」として使用することは、同条では電子データによるもの教科用図書に該当するとは明記されていないことなどから、認められていません。</p>	<p>【内閣官房】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項、第17条</p> <p>【総務省】 公職選挙法(昭和25年法律第100号)第142条の4</p> <p>【地方自治法、司法施行令】</p> <p>【財務省】 国税庁では、納税者等にとってより使い勝手の良い製品が提供されるように、e-Taxに関連する仕様を民間の財務・会計ソフトウェア開発業者向けに一般公開しております。</p> <p>【文部科学省】 現時点においても、副教材としていわゆる「デジタル教科書」を用いることは可能ですが、学校教育法第34条における「教科用図書」として使用することは、同条では電子データによるもの教科用図書に該当するとは明記されていないことなどから、認められていません。</p>	<p>【内閣官房】 具体的要望事項 (1)「ご指摘の通り」対面・書面交付等が法令で規定されている制度の見直しは、IT活用を促す環境整備のためには不可欠であるとの考えから、昨年12月より本年3月にかけて、こうした手続の懸念を実施した。権限の結果は各府省庁が今後法制度の見直しをするための基礎情報となるため、各府省庁において毎年調査を行い、最新の情報を把握することを検討中です。また、法令上オンライン等によることが認められていない手続のうち、オンライン化等が有効であると考えられる手続に関しては、各府省庁が検討対象手続・検討スケジュールを設定し、実行に移すことでIT活用促進のための法制度整備が可能になると考えられています。</p> <p>(2)国民が日々の生活や経済活動において情報通信技術(IT)活用による利便性を真に実感できるよう、マイナンバー制度の運用開始やパーソナルデータの活用に関する法律の見直し等、必要なITを利用するための基盤を活用しつつ、様々な分野でのITの活用や円滑な情報流通を加速させるため、必要に応じて法制上の措置の検討を行います。</p> <p>提案理由・現状の問題点 マイナンバーを活用した本人確認の実現(マネロン法令改正) 個人番号カードは、券面に顔写真及び基本4情報(氏名、住所、生年月日、性別)等が記載され、また、ICチップには公的個人認証サービスによる電子証明書が搭載されていることから、日本国に住民票のある誰もが取得できる身近な公的身分証明書として、対面及びオンライン上の様々な場面で身分証明の手段として利用することが可能です。</p> <p>マイナンバー法においても、身分証明書としての個人番号カードの利用を制限していません。</p> <p>【総務省】 対応不可</p> <p>【財務省】 現行制度下で対応可能</p> <p>【財務省】 現行制度下で対応可能</p> <p>【文部科学省】 検討に着手</p>	<p>【内閣官房】 具体的要望事項 (1)「ご指摘の通り」対面・書面交付等が法令で規定されている制度の見直しは、IT活用を促す環境整備のためには不可欠であるとの考えから、昨年12月より本年3月にかけて、こうした手続の懸念を実施した。権限の結果は各府省庁が今後法制度の見直しをするための基礎情報となるため、各府省庁において毎年調査を行い、最新の情報を把握することを検討中です。また、法令上オンライン等によることが認められていない手続のうち、オンライン化等が有効であると考えられる手続に関しては、各府省庁が検討対象手続・検討スケジュールを設定し、実行に移すことでIT活用促進のための法制度整備が可能になると考えられています。</p> <p>(2)国民が日々の生活や経済活動において情報通信技術(IT)活用による利便性を真に実感できるよう、マイナンバー制度の運用開始やパーソナルデータの活用に関する法律の見直し等、必要なITを利用するための基盤を活用しつつ、様々な分野でのITの活用や円滑な情報流通を加速させるため、必要に応じて法制上の措置の検討を行います。</p> <p>提案理由・現状の問題点 マイナンバーを活用した本人確認の実現(マネロン法令改正) 個人番号カードは、券面に顔写真及び基本4情報(氏名、住所、生年月日、性別)等が記載され、また、ICチップには公的個人認証サービスによる電子証明書が搭載されていることから、日本国に住民票のある誰もが取得できる身近な公的身分証明書として、対面及びオンライン上の様々な場面で身分証明の手段として利用することが可能です。</p> <p>マイナンバー法においても、身分証明書としての個人番号カードの利用を制限していません。</p> <p>【総務省】 対応不可</p> <p>【財務省】 現行制度下で対応可能</p> <p>【財務省】 現行制度下で対応可能</p> <p>【文部科学省】 検討に着手</p>

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。

- ：規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
- ：再検討が必要(「」に該当するものを除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- ：再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の分類	
					<p>【厚生労働省】</p> <p>遠隔医療の推進 遠隔診療については、「情報通信機器を用いた診療(いわゆる「遠隔診療」)について、(平成9年12月24日付け健政発第1075号厚生省健康政策局長通知、以下「平成9年遠隔診療通知」という。)において、その基本的考え方や医師法(昭和23年法律第201号)第20条等との関係から留意すべき事項を示しています。</p> <p>処方箋医薬品及び要指導医薬品のネット販売の推進 処方箋医薬品が含まれる調剤された薬剤及び薬局医薬品は、薬局において、薬剤師が対面により患者等に対して必要な情報提供、薬学的知見に基づく指導等を行うこととしています。</p> <p>また、要指導医薬品については、薬局又は店舗販売において、同様に、薬剤師が対面により患者等に対して必要な情報提供、薬学的知見に基づく指導等を行うこととしています。</p> <p>処方せん電子化及び積極活用早期実現 民間事業者が行うこととされている書面の保存、作成、交付については、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十六年法律第百四十九号)に基づく(厚生労働省の所管する法令の規定に基づく(民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令(平成十七年厚生労働省令第四十四号)において、対象となる具体的な書面及び電磁的手法で行う場合に遵守すべき事項が規定されているところであるが、現時点で処方箋は対象とされていません。</p> <p>このため、厚生労働省の検討会や実証事業により、処方箋の電子化に当たり必要な環境整備等について、検討を行っています。</p>	<p>【厚生労働省】 医師法第20条</p> <p>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第9条の3、第36条の4、第38条の6</p> <p>厚生労働省の所管する法令の規定に基づく(民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令(平成十七年厚生労働省令第四十四号)第3条、第5条、第8条、第10条等</p>	<p>【厚生労働省】 対応</p> <p>対応不可</p> <p>対応</p>	<p>【厚生労働省】 本年8月10日付け、平成9年遠隔診療通知における遠隔診療の取扱いを明確化する通知を発出しました。</p> <p>処方箋により調剤された薬剤及び薬局医薬品は、その効能・効果等において人体に対する作用が著し、重篤な副作用を生じるおそれがあることから、その適正な使用を通じて国民の生命及び健康を確保するため、調剤された薬剤を患者等に販売又は授与する際に、その場所で薬剤師が対面により患者等に対して必要な情報提供、薬学的知見に基づく指導等を行う必要があり、また、この仕組みを今後とも維持することが、薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律案の審議において、衆議院厚生労働委員会により附帯決議されたところであり、要指導医薬品は、薬局医薬品から薬剤師その他の医薬関係者から提供された情報に基づく(需要者の選択により使用されることとなる)医薬品であって、製造販売承認後の安全性調査の調査期間が経過していないものです。当該調査期間中、当該医薬品の適正使用をできる限り確保することにより、健康被害等の発生を最小限に抑えるため、処方箋により調剤された薬剤等に準じた最大限の情報収集等を行い、薬剤師が対面により患者等に対して必要な情報提供、薬学的知見に基づく指導等を行うことが必要となります。</p> <p>以上より、本規定は国民の安全を守るための制度であり、本規定を実施することは困難です。なお、本制度は、法改正により平成26年6月から施行されているが、法の附則にて、施行後5年を目途として、販売の実施状況を勘案し、要指導医薬品の販売のあり方を含めて検討を加え、必要があると思われるときはその結果に基づいて必要な措置を講ずるとしており、現在、制度が適切に運用されるよう周知徹底を図っている段階です。</p> <p>実証事業の結果を踏まえつつ、各種法令を遵守し、安全性の確保及び利便性の向上に資する形で今年度までに電子処方箋の導入を図ります。</p>			
					<p>【国土交通省】 宅地建物取引業法第35条に規定される重要事項説明については対面で行う必要がある。</p>	<p>【国土交通省】 宅地建物取引業法第35条</p>	<p>【国土交通省】 検討に着手</p>	<p>【国土交通省】 ITを活用した重要事項説明については、平成26年度に「ITを活用した重要事項説明等に係る検討会」において検討が行われた。その最終とりまとめにおいては、賃貸取引と法人間取引を対象とした「ITを活用した重要事項説明の社会実験(最大1年間)」を行い、その結果の検証のための検討会を設けて、トラブルの発生状況等を検証し、問題ない判断されれば、賃貸取引及び法人間取引について本格運用へと移行すること、個人を含む売買取引については、検証結果を踏まえて社会実験又は本格運用を行うことを検討することされた。これを踏まえ、国土交通省において、「ITを活用した重要事項説明の社会実験」の準備を行っており、5月14日に社会実験のガイドラインを公表、7月30日に社会実験を実施する登録事業者を決定し、8月31日より社会実験の開始を予定しているところ。</p>			

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。

- :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
- △:再検討が必要(「」に該当するもの除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- ×:再検討の可否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				規制改革会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の分類	措置の概要(対応策)	
270831009	27年4月28日	27年5月15日	27年8月31日	各種手続き・事務対応の環境改善のための既存制度・法令の総点検・見直し (1)対面でのコミュニケーションを求める規制の撤廃 ・不動産取引の重要事項説明での対面原則の完全解禁 ・遠隔医療の推進 ・処方箋医薬品及び要指導医薬品のネット販売の推進 (2)インターネット上で情報提供等を通常の方法として認めない規制の撤廃 ・デジタル教科書の承認 ・処方箋の電子化及び積極活用を早期実現 ・金融商品取引契約等における説明方法としての電子書面交付のデフォルト化 ・インターネット選挙の解禁(メール活用の解禁) ・株主総会の事業報告等のウェブ開示のデフォルト化 ・不動産取引における重要事項説明書面・媒介契約書面及び宅建法37条書面の電子化 (3)各種手続き・事務対応をインターネット上で完結できない環境の改善・撤廃 ・会社設立手続き、市役所等での諸手続きのネット対応の推進(行政手続オンライン化法、商業登記法、e文書法等) ・個人及び法人による円滑な電子署名と電子認証の実現(電子署名法) ・電子私書箱の活用(電子私書箱に届けられたデータの法的効力検討) ・民間ソフト・アプリケーションを用いた利便性の高い電子納税の実現 ・政府・自治体から国民への書類通知や証明書書類発行も電子交付にする ・マイナンバー制度を活用した本人確認・属性確認の実現(マネロン法令、携帯電話・不正利用防止法令、年齢確認を定める各種法令等) ・マイナンバー制度を活用した各種名簿管理の正確性向上と負担軽減のための枠組みを整備(上場会社の株主名簿管理、選挙人名簿の管理、公的資格保有者の管理の事務対応等) ・個人番号カード等があれば、どこからでも投票ができるようになる制度の検討。	(一社)新経済連盟	内閣官房 総務省 文部科学省 厚生労働省 国土交通省	<p>〔内閣官房〕 行政手続における特定個人情報のマイナンバー制度を活用した各種名簿管理の正確性向上と負担軽減のための枠組みを整備(上場会社の株主名簿管理、選挙人名簿の管理、公的資格保有者の管理の事務対応等) ・個人番号カード等があれば、どこからでも投票ができるようになる制度の検討。 マイナンバー法において、市町村長は、申請に基づき、氏名、住所、生年月日、性別、個人番号その他の事項が記載され、本人の写真が表示された個人番号カードを交付することとされています。 また、マイナンバー法では、マイナンバーの利用範囲について、社会保障分野、税分野、災害対策の分野で利用することが規定されています。</p> <p>〔総務省〕 電子メールを利用する方法による選挙運動に使用する文書図面の頒布については、送信主体が候補者、衆議院及び参議院比例名簿登載者、政党等(候補者届出政党、衆議院及び参議院各党派出党政等、確認団体)に限定されています。 インターネットを利用した投票については認められていません。</p> <p>eTAXを運営している一般社団法人地方税電子化協議会では、納税者等にとってより使い勝手の良い製品が提供されるように、eTAXに関連する仕様を民間の財務・会計ソフトウェア開発業者等に提供しているとともに、同協議会と民間ソフトウェア開発業者等との間で意見交換会を実施しております。</p> <p>行政手続オンライン化法によって、行政機関への申請・届出や、行政機関が行う通知、送達・閲覧、作成等の手続について、個別の法令において書面で行うこととされている場合であっても、オンラインで行うことも可能となっております。</p> <p>〔財務省〕 国税庁では、納税者等にとってより使い勝手の良い製品が提供されるように、e-Taxに関連する仕様を民間の財務・会計ソフトウェア開発業者向けに一般公開しております。</p> <p>〔文部科学省〕 現時点においても、副教材としていわゆる「デジタル教科書」を用いることは可能ですが、学校教育法第34条における「教科用図書」として使用する場合は、同条では電子データによるものも教科用図書に該当するとは明記されていないことなどから、認められていません。</p>	<p>〔内閣官房〕 行政手続における特定個人情報のマイナンバー制度を活用した各種名簿管理の正確性向上と負担軽減のための枠組みを整備(上場会社の株主名簿管理、選挙人名簿の管理、公的資格保有者の管理の事務対応等) ・個人番号カード等があれば、どこからでも投票ができるようになる制度の検討。 マイナンバー法において、市町村長は、申請に基づき、氏名、住所、生年月日、性別、個人番号その他の事項が記載され、本人の写真が表示された個人番号カードを交付することとされています。 また、マイナンバー法では、マイナンバーの利用範囲について、社会保障分野、税分野、災害対策の分野で利用することが規定されています。</p> <p>〔総務省〕 公職選挙法(昭和25年法律第100号)第142条の4 公職選挙法(昭和25年法律第100号)第6章</p> <p>地方税法(地方自治法、同法施行令)</p> <p>〔財務省〕 -</p> <p>〔文部科学省〕 学校教育法第34条第1項、附則第9条 ・教科書の発行に関する臨時措置法第2条第1項 ・義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第2条第4項</p>	<p>〔内閣官房〕 ご指摘の通り、対面・書面交付等が法令で規定されている制度の見直しは、IT活用を促進する環境整備のためには不可欠であると考えから、昨年12月より本年3月にかけて、こうした手続の種別を整理しました。整理の結果は各府省庁が今年度中に実施するための基礎情報となるため、各府省庁において毎年調査を行い、最新の情報を把握することを検討中です。また、法令上オンライン等によることが認められていない手続のうち、オンライン化等が有効であると考えられる手続に関しては、各府省庁が検討対象手続・検討スケジュールを設定し、実行に移すことでIT活用促進のための法制度整備が可能になると考えております。 ・マイナンバー制度を活用した本人確認・属性確認の実現(マネロン法令、携帯電話・不正利用防止法令、年齢確認を定める各種法令等) ・マイナンバー制度を活用した各種名簿管理の正確性向上と負担軽減のための枠組みを整備(上場会社の株主名簿管理、選挙人名簿の管理、公的資格保有者の管理の事務対応等) ・個人番号カード等があれば、どこからでも投票ができるようになる制度の検討。 マイナンバー制度を我が国を支える重要なインフラとするべく、マイナンバー制度活用範囲拡大に向けて、新鋭総務推進専門調査会・マイナンバー等分科会などを通じてマイナンバー・個人番号カード、マイポータルの具体的な利活用策について幅広く検討中であり、今後、推進に向けて関係府省庁と検討を進めてまいります。ご意見を頂いたマイナンバー制度を活用した公的個人認証や資格等の各種属性証明、選挙制度の見直し等についても、今後も継続的に関係者と検討を進めてまいります。</p> <p>個人番号カードは、券面に顔写真及び基本4情報(氏名、住所、生年月日、性別)等が記載され、また、ICチップには公的個人認証サービスによる電子証明書が搭載されていることから、日本国内に住民票のある誰もが取得できる身近な公的身分証明書として、対面及びオンライン上の様々な場面で身分証明の手段として利用することが可能です。 マイナンバー法においても、身分証明書としての個人番号カードの利用を制限していません。</p> <p>他方、マイナンバーについては一般の個人情報と比較してより厳格な取り扱いが求められており、その利用範囲はマイナンバー法に規定された範囲に限定されています。マイナンバーの利用範囲の拡大については、マイナンバー法の附則において、マイナンバー法の施行後3年を目途として検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、国民の理解を得つつ、所要の措置を講じるものとされているところです。</p>	<p>〔内閣官房〕 検討に着手</p> <p>現行制度下で対応可能</p> <p>検討を予定</p>	<p>〔総務省〕 対応不可</p> <p>〔財務省〕 現行制度下で対応可能</p> <p>〔財務省〕 現行制度下で対応可能</p> <p>〔財務省〕 現行制度下で対応可能</p> <p>〔文部科学省〕 検討に着手</p>	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。

- ：規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
- ：再検討が必要(「」に該当するものを除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- ：再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の分類	
					<p>【厚生労働省】</p> <p>遠隔医療の推進 遠隔診療については、「情報通信機器を用いた診療(いわゆる「遠隔診療」)について」(平成9年12月24日付け健政発第1075号厚生省健康政策局長通知、以下「平成9年遠隔診療通知」といふ。)において、その基本的考え方や医師法(昭和23年法律第201号)第20条等との関係から留意すべき事項を示しています。</p> <p>処方箋医薬品及び要指導医薬品のネット販売の推進 処方箋医薬品が含まれる調剤された薬剤及び薬局医薬品は、薬局において、薬剤師が対面により患者等に対して必要な情報提供、薬学的知見に基づく指導等を行うこととしています。</p> <p>また、要指導医薬品については、薬局又は店舗販売において、同様に、薬剤師が対面により患者等に対して必要な情報提供、薬学的知見に基づく指導等を行うこととしています。</p> <p>処方箋の電子化及び積極活用の早期実現 民間事業者が行うこととされている書面の保存、作成、交付については、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十六年法律第百四十九号)に基づく(厚生労働省の所管する法令の規定に基づき、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令(平成十七年厚生労働省令第四十四号)において、対象となる具体的な書面及び電磁的手法で行う場合に遵守すべき事項が規定されているところであるが、現時点で処方箋は対象とされていません。</p> <p>このため、厚生労働省の検討会や実証事業により、処方箋の電子化に当たり必要な環境整備等について、検討を行っています。</p>	<p>【厚生労働省】</p> <p>医師法第20条</p> <p>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第9条の4、第36条の6</p> <p>厚生労働省の所管する法令の規定に基づく(民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令(平成十七年厚生労働省令第四十四号)第3条、第5条、第8条、第10条等</p>	<p>【厚生労働省】</p> <p>対応</p> <p>対応不可</p> <p>対応</p>	<p>【厚生労働省】</p> <p>本年8月10日付け、平成9年遠隔診療通知における遠隔診療の取扱いを明確化する通知を发出しました。</p> <p>処方箋により調剤された薬剤及び薬局医薬品は、その効能・効果等において人体に対する作用が著しく、重篤な副作用を生じるおそれがあることから、その適正な使用を通じて国民の生命及び健康を確保するため、調剤された薬剤を患者等に販売又は授与する際に、その場所で薬剤師が対面により患者等に対して必要な情報提供、薬学的知見に基づく指導等を行う必要があります。また、この仕組みを今後とも堅持することが、薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律案の審議において、衆議院厚生労働委員会により附帯決議されたところである。</p> <p>要指導医薬品は、薬局医薬品から薬剤師その他の医薬関係者から提供された情報に基づく(需要者の選択により使用されることとなつて間もない医薬品)であつて、製造販売承認後の安全性調査の調査期間が経過していないものです。当該調査期間中、当該医薬品の適正使用をできる限り確保することにより、健康被害等の発生を最小限に抑えるため、処方箋により調剤された薬剤等に準じた最大限の情報収集等を行い、薬剤師が対面により患者等に対して必要な情報提供、薬学的知見に基づく指導等を行うことが必要となります。</p> <p>以上より、本規定は国民の安全を守るための制度であり、本規定を実施することは困難です。なお、本制度は、法改正により平成26年6月から施行されているが、法の附則にて、施行後5年を目途として、販売の実施状況を勘案し、要指導医薬品の販売のあり方を含めて検討を加え、必要があると思われるときはその結果に基づいて必要な措置を講ずるとしてあり、現行、制度が適切に運用されるよう周知徹底を図つている段階です。</p> <p>実証事業の結果を踏まえつつ、各種法令を遵守し、安全性の確保及び利便性の向上に資する形で今年度までに電子処方箋の導入を図ります。</p>			
					<p>【国土交通省】</p> <p>宅建物取引業法第34条の2に定める書面(媒介契約成立後の書面)、第35条に定める書面(重要事項説明書)及び第37条に定める書面(契約成立後の書面)については、書面にて交付する必要がある。</p> <p>宅建物取引業法第35条に規定される重要事項説明については対面で行う必要がある。</p>	<p>【国土交通省】</p> <p>宅建物取引業法第34条の2、第35条及び第37条</p>	<p>【国土交通省】</p> <p>検討に着手</p> <p>検討に着手</p>	<p>【国土交通省】</p> <p>宅建物取引業者が交付する書面の電磁的方法による交付については、平成26年度にITを活用した重要事項説明等に係る検討会において検討が行われ、その最終とりまとめにおいて、「電磁的方法による交付を法令上可能とすることについて検討すべき」とされたところ。</p> <p>ITを活用した重要事項説明については、平成26年度にITを活用した重要事項説明等に係る検討会において検討が行われた。その最終とりまとめにおいては、賃貸取引と法人間取引を対象としたITを活用した重要事項説明の社会実験(最大2年間)を行い、その結果の検証のための検討会を設けて、トラブルの発生状況を検証し、問題ない判断されれば、賃貸取引及び法人間取引について本格運用へと移行すること、個人を含む売買取引については、検証結果を踏まえて社会実験又は本格運用を行うことを検討することとされた。これを踏まえ、国土交通省において、ITを活用した重要事項説明の社会実験の準備を行つており、5月14日に社会実験のガイドラインを公表、7月30日に社会実験を実施する登録事業者を決定し、8月31日より社会実験の開始を予定しているところ。</p>			

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号()、()については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。

- :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
- △:再検討が必要(「○」に該当するもの除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の分類	措置の概要(対応策)	
270831010	27年4月28日	27年5月15日	27年8月31日	医療・介護・健康分野でのマイナンバー制度の活用	<p>医療・介護・健康分野でのマイナンバー制度の活用</p> <p>医療・介護・健康分野でもマイナンバー制度を活用し、電子カルテ、レセプトなどに記載されている各種情報などを連携させることで、効率的な投資と効率的な行政が実現できる。</p> <p>健康保険証と個人番号カードを一体化する。将来的に、診療券やお薬手帳も一体化する。</p> <p>マイナンバー等の仕組みを通じて、患者自身が、診療行為結果や投薬履歴など医療・介護・健康分野のパーソナルデータにアクセス可能とし、どの情報を医療機関、介護事業者、健康関連サービス事業者等に閲覧させるかなどを決定できる仕組みを提供する。これらにより、新たな民間サービスの登場も促す。</p> <p>医療・介護・健康分野へのマイナンバー制度の活用拡大をさらに進めていくためには、個人情報保護に関する2020年11月法令(自治体、政府機関、独立行政法人等)を、ひとつの法令などに統合することも検討しないといけない。行政機関や独立行政法人保有の個人情報についても、新たにできる個人情報保護委員会が、統一的な取扱い体制を早急に整備する必要がある(再掲)。</p> <p>医療等ID</p> <p>医療分野に特化した別番号(医療等ID)を創設するというのであれば、改めて反対。ただし医療等IDが、情報連携基盤により結びつけられる分野別番号・機関毎にマイナンバーから生成される機関別符号の一つ(医療機関等向け符号)を指すのであれば、悪意性と一意性を担保することができ、当連盟としても反対しない。</p>	(一社)新経済連盟	内閣官房 総務省 厚生労働省	<p>【内閣官房】</p> <p>マイナンバー法では、マイナンバーの利用範囲について、社会保障分野、税分野、災害対策の分野で利用することが規定されています。また、特定個人歩みの提供を原則禁止し、行政機関等が情報提供ネットワークシステムを使用しての提供など、番号法に規定するものに限り可能としています。</p> <p>医療等分野については、健康保険法、国民健康保険法による保険給付の支給、保険料の徴収に関する事務などでマイナンバーを利用することができます。</p> <p>【総務省】</p> <p>健康保険証と個人番号カードの一体化について、厚生労働省において検討が進められているところである。</p> <p>【厚生労働省】</p> <p>医療・介護・健康分野でのマイナンバー制度の活用</p> <p>医療等ID</p> <p>現在のマイナンバー制度では、行政機関の行う事務にマイナンバーを利用することとしており、医療機関の保有する診療情報にマイナンバーを利用することはできません。</p>	<p>【内閣官房】</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成27年法律第9号、第19号)</p> <p>【総務省】</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律</p> <p>【厚生労働省】</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成27年法律第21号、第27号)第1条、別表等</p>	<p>【内閣官房】</p> <p>マイナンバー制度を我が国を支える重要なインフラとするべく、マイナンバー制度活用範囲拡大に向けて、新戦略推進専門調査会「マイナンバー等分科会」などを通じてマイナンバー、個人番号カード、マイナンバーの具体的な利活用策について幅広い検討中であり、今後、推進に向けて関係府省庁と検討を進めてまいります。</p> <p>ご要望いただきました医療・介護・健康分野でのマイナンバー制度の利活用拡大についても、今後とも継続的に関係者と検討を進めてまいります。</p> <p>【総務省】</p> <p>個人番号カードの健康保険証としての活用については、厚生労働省において実務的な検討を進めているところであり、引き続き調整を進めてまいります。</p> <p>【厚生労働省】</p> <p>医療・介護・健康分野でのマイナンバー制度の活用</p> <p>医療等ID</p> <p>医療等分野における番号の活用については、厚生労働省の研究会において、医療関係者・保険者等と議論いただき、昨年12月に中間まとめを行いました。この中間まとめを踏まえ、医療連携や医学研究など、医療等分野で用いる番号のあり方については、インフラの二重投資にならないよう、マイナンバー制度のインフラを活用しつつ、医療情報の機微性に配慮し、セキュリティを確保して、安全性と効率性の両面が確保されるよう、医療関係者や保険者等と十分に協議しつつ、検討を進めていくこととしています。</p>	<p>【内閣官房】</p> <p>第189回通常国会に提出した「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」において、健康保険組合等が行う被保険者の特定健康診査情報の管理等において、マイナンバーの利用を可能とし、また、予防接種履歴について、地方公共団体間での情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携を可能とすることとしています。</p> <p>【厚生労働省】</p> <p>その他の事務におけるマイナンバーの利用については、厚生労働省において開催している「医療等分野における番号制度の活用等に関する研究会」における検討の結果等を踏まえ、適切に対応してまいります。</p> <p>【前段】</p> <p>現在第189回国会で審議されている「個人情報の保護に関する法律」等の改正法案の附則第12条第5項において、改正後の同法の施行の状況等を踏まえ、民間及び国の行政機関等の個人情報の保護に関する規定を集約し、一体的に規定することを含め、個人情報の保護に関する法制の在り方について検討するものとしてあります。また、同改正法案の附則第12条第1項において、同改正法の施行日までに、国の行政機関及び独立行政法人等が保有する個人情報の取扱いに関する規制の在り方について、国の行政機関等における匿名加工情報の取扱いに対する指導、助言等を統一的かつ構造的に個人情報保護委員会に行わせることを含めて検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとすることとされており、総務省の研究会において検討しております。</p>	
270915002	27年7月14日	27年8月20日	27年9月15日	動物検知通報システムにおけるキャリアセンス機能の規制緩和	<p>提案の具体的内容</p> <p>現在、無線設備規則及び総務省告示により、空中線電力が10mWを超える動物検知通報システムには、キャリアセンス機能、の備付けが義務付けられているが、備付けを義務付ける空中線電力の下限値を、山間部での方位探査による動物行動調査が可能となる電力のレベル(30mW程度)まで規制緩和するため、総務省告示を改正する。</p> <p>提案理由</p> <p>ニホンザルの群れ単位の被害対策やニホンジカの行動特性調査、ツキノワグマの学習放散後の行動調査等、野生動物の身体に発信器を装着して電波の発信源を探査することによって動物の位置を把握するシステム(150MHz帯の電波を使用する登山者等の位置検知システム、以下「動物検知通報システム」といふ。)を用いて行っている。</p> <p>動物検知通報システムの空中線電力は、平成20年8月に10mW以下から1W以下に引き上げられ、11(1,000mW)まで使用できるようになったものの、10mWを超える場合は、他の無線局との混信防止のためキャリアセンス機能の搭載が義務付けられている。</p> <p>キャリアセンス機能の搭載を要しない、空中線電力が10mW以下の動物検知通報システムでは、発信される電波が微弱であり、その受信範囲が狭いため、ニホンジカやツキノワグマなど、山間部を広く移動する野生動物の行動調査はほぼ不可能という実態がある。</p> <p>一方、動物検知通報システムで使用できるチャンネルは、5チャンネルに限定されているため、同じ山域で同じチャンネルを使用する発信器を複数の動物に装着せざるを得ない状況であり、同じ山域で複数のニホンザルの群れや複数のニホンジカ、ツキノワグマを追究することとなるため、10mWを超える動物検知通報システムでは、キャリアセンス機能による発信停止等で、行動調査が大変困難となる恐れがある。</p> <p>そこで、山間部における野生動物の行動調査を概ね支障なく行うために、キャリアセンス機能の搭載を義務付ける空中線電力の下限値を、現在の10mWから30mW程度に引き上げる規制緩和を求めるものである。</p> <p>なお、GPS首輪を利用した調査においても、動物検知通報システムを頼りにGPS首輪を装着した動物に近接し、装着した動物から蓄積したデータのダウンロードや首輪回収のための脱着操作を行っているため、動物検知通報システムをGPS首輪で代替することはできない。</p>	神奈川県	総務省	<p>無線設備規則第49条の14第2号平成元年郵政省告示第49号</p>	<p>【総務省】</p> <p>無線設備規則第49条の14第2号平成元年郵政省告示第49号</p>	<p>【総務省】</p> <p>無線設備規則第49条の14第2号平成元年郵政省告示第49号</p>	<p>電力が30mWの場合、10mWよりも干渉を与える範囲は広くなります。</p> <p>キャリアセンス機能が働いているということは、互いに電波の干渉が生じうる状態にあるということになりますので、キャリアセンス機能を不要とする基準を電力10mW以下から30mW以下に引き上げた場合、通信が増え、他の無線局の運用に支障を引き起こすだけでなく、自局の通信が他の無線局からの通信により支障が生じる可能性があります。</p> <p>既にご承知のとおり、平成27年5月より、情報通信審議会において、特定小電力無線局の高度化の検討を開始し、今年度末までに技術的条件を取りまとめるとしています。その中で、動物検知通報システムについてチャンネル数の拡充や、送信時間についても現在の基準に比べ、より共用可能性が向上するよう条件を検討しておりますので、これらより問題の顕在化は図れると考えます。ご提案するキャリアセンスの基準についても検討が必要ということでは、貴局から当該審議会における作業班のオブザーバとして参加頂いておりますので、その検討の場において利用面や技術面又は周波数共用の観点も踏まえ詳細にご提案を頂ければと思います。</p>	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。

- :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
- △:再検討が必要(「」に該当するものを除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の分類	
271030026	27年9月3日	27年9月16日	27年10月30日	消防法施行令第25条第2項次表について	幼稚園(消防法施行令第25条第1項において第4項(幼稚園)について、消防法施行令第25条第2項表において幼稚園を2階から避難するための避難設備の中に、避難はしこ、避難ラックなど避難の際、幼稚園児が使用できないものが含まれていることは、非常に危険で安全安心を欠かざる法律の抜け穴であることが考えます。これについて、消防本部は認めざるを得ない状況にあり、政令改正等、何らかの措置をお願いしたいと思います。幼稚園児の大切な命のためよろしくお願いします。	個人	総務省	消防法施行令第25条	対応不可	消防法施行令上、複数の避難器具の種類の中から適応するものを選択して設置することができるとしている趣旨は、同一の用途であってもそれぞれの防火対象物の実態(収容者の人数、階数又は廊下等の避難施設の配置状況、避難誘導体制)等により、設置を適した避難器具が異なる場合があることに加え、防火対象物の関係者が実態に応じて最も適切な避難器具を選択できるようにしたものです。 幼稚園についても、その実態により、2階部分に避難はしこ又は避難用ラックを設置することが適当な施設も考えられることから、これらの器具を選択肢の1つとして定めているところです。 したがって、提案のあった幼稚園2階部分に設置可能な避難器具を避難はしこ及び避難用ラック以外のものに限定することは、選択の幅を狭くし、結果的に実態に合わない規制の強化につながると考えられるため、対応は困難です。 なお、各消防本部においても、建築物の新築時等に提出される、消防同意に係る書類等により、適切な避難器具が選択されているか確認しているものと承知しています。	
271120005	27年10月6日	27年10月23日	27年11月20日	免税軽油の手続きについて	制度の趣旨は理解するが、この時代に、わざわざ役所に行って紙の免税証を発行してもらい、それをスタンドに持って行き、スタンドはそれを取りまとめて発行元の役所に提出する、といった手続きはムダなもの。申請する方も面倒だが、当然、それを仕事としている役所の人がいるわけで、そんな時間があったら、他の仕事をしてもいい。免税が必要であれば、通付手続きとすると、所得税等の控除で調整すると、手間がかからない方法があるはず。無駄ながらの手続きを継続するお役所仕事そのものと感じ、無駄な努力をせずに、公平に免税となるような手続きを考えてもらいたい。	個人	総務省	地方税法第144条の6、同法第144条の22等	対応不可	免税軽油については、本来的には軽油引取税を課すべきであるところ、特段の政策的配慮等の観点から、一定の用途に限って特例として課税の免除を認めるものである。その点に際しては、不正使用の防止及び適正な用途確保が求められることである。したがって、免税軽油の使用にあたっては、その用途や使用量について、課税庁における厳格な審査により適正に把握されなければならないことから、一元的な通付等の手法によることは難しく、現行の諸手続により運用されているものでありますので、ご理解いただきますようお願いいたします。	
271120008	27年10月14日	27年10月23日	27年11月20日	宅地建物取引士に対する職務上請求権の付与	不動産取引(空家対策含む)に於いて、戸籍簿本・住民票の写し、課税台帳等、通常必要となる書類は決まっており、今後、更なる既存住宅流通と、空家対策を行うには不動産取引の実務担当者である宅地建物取引士に対し、職務上請求権を付与して頂ければ、曾先上記の書類を集めて頂く手間が省け、更なる取引の効率化がなされるかと思えます。また、空家対策に於いても実務の例として、市内の空き家の状況を歩いて調査したり、クルマで確認をしてみたりして、そのうえで法務局での調査をしてみました。空き家の真の所有者にたどり着くことの難しさに「壁」を感じました。相続があったらどうなるか戸籍などを調査できない、固定資産税の課税台帳の閲覧ができないなどの「壁」です。その壁が打破できれば、不動産に携わることで、問題が大きくなっている空き家の問題にも解決の糸口が業界人としてつけられるだろうと思っているところです。せっかく「宅地建物取引士」になったからといふことではなく、社会的問題になっている空き家の問題を解決する必要があると、その実務に携わる取引士がその権限を持ってほしいというのには「まるで靴を履く」と言っているのと同じです。今後の住宅流通の事を踏まえて、是非とも御一考して頂きたい(申し上げます)。	個人	総務省 法務省	地方税法第22条 地方税法第362条の2 住民基本台帳法第12条の3第2項・第3項 戸籍法第10条の2第3項	対応不可	〔総務省〕 固定資産課税台帳に記載されている情報のうち、市町村が調査により知り得た情報については、地方税法第22条に規定する「秘密」に該当し、一般の情報より厳しく守秘義務が定められており、原則、情報提供することはできません。 なお、固定資産課税台帳の閲覧については、納税者以外の者の台帳の閲覧については、土地や家屋の借主や当該課税の区分する権利を有する者に認められており、例えば借主や借主は、その賃借料等に固定資産税が転嫁されている場合も考えられ、その場合は固定資産税の実質的負担者であると考えられること等から、その使用収益の対象となる部分について台帳を閲覧できるとされています。 住民基本台帳法第12条の3第2項に基づく(弁護士等の特定事務受任者による住民票の写し等の交付の申出については、通常は委任事件・事務の遂行のために活動する者である特定事務受任者が、個々の申出について依頼者からの個別の委任がないことにも配慮し、弁護士等の資格を有することを条件に、委任事件・事務の依頼者が住民基本台帳法第12条の3第1項各号に該当する場合に、職務上住民票の写し等の交付を申し出ることができるとしているものです。 宅地建物取引士については、宅地建物取引業法の規定によれば、住民基本台帳法第12条の3第3項に規定する特定事務受任者とは異なり、裁判所その他の官公署に対する申請等手続を代理する行為を職務として行うことができないことから、宅地建物取引士を住民基本台帳法第12条の3第3項の特定事務受任者に加えることはできないものと考えます。 〔法務省〕 戸籍簿本等は、従前、何人でも交付請求をすることができたところ、平成19年法律第3号による戸籍法の改正により、原則として当該戸籍簿に記載されている者又はその配偶者、直系尊属若しくは直系尊属に限り交付請求ができるものとなりました(戸籍法第10条第1項)。これは自己の情報を他人に知られたくないという国民意識の向上や、これを背景とした個人情報保護に関する法律等の施行など、個人情報の保護が社会的に要請されていたこと、他人の戸籍簿本等を不正に取得するといった事件が頻りに発生するに及んだことから、戸籍の公開制度を見直すこととしたものです。 上記以外の者、つまり戸籍簿に記載されている者等以外の第三者が戸籍簿本等の交付請求をするには、自己の権利行使又は義務履行のために戸籍簿の記載事項を確認する必要がある場合(戸籍法第10条の2第1項第1号)、国又は地方公共団体の機関に提出する必要がある場合(同項第2号)その他戸籍簿の記載事項を利用する正当な理由がある場合(同項第3号)のいずれかの要件を満たす必要があります。請求者はその事由を明らかにする必要があると、みだりに第三者に個人情報を知られないといふ要請を尊重する一方で、戸籍簿本等の請求に正当な理由がある場合には、これに応じること戸籍法の身分関係の公示の機能の面から当然に認められるべきものと考えます。いわゆる職務上請求とは、第三者請求の一種であり、弁護士等が職務上戸籍簿本等の交付請求をする場合につき、弁護士等は、委任している事件又は事務に関する業務遂行のために必要がある場合には戸籍簿本等の交付請求をすることができ、その際、請求しようとする弁護士等は、その資格、業務の種類、依頼者の氏名及び当該依頼者についての第三者請求に当たって明らかにするべき事項を明らかにしなければならぬとされています(同法第3項)。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。
 :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
 :再検討が必要(「」に該当するもの除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議における再検討項目	
								制度の現状	該当法令等	措置の分類		措置の概要(対応策)
271130001	27年10月16日	27年11月9日	27年11月30日	消火配管の補修措置の具体化	【提案の具体的内容】 消火配管への当て板溶接補修・二つ割りバンド等による補修を、通達等により認める。 【提案理由】 消火配管への補修方法として、当て板溶接補修・二つ割りバンド等による補修があるが、現行では一時的な対策としかみなされておらず、消防査察の際に配管の取替を指摘されている。そのため、定期修理時等に配管の取替を行っており、コスト増加につながっている。また、補修技術の進歩の阻害要因にもなっている。 消火配管は機能性の維持が重要であるが、補修後の耐圧試験及び一年一回の定期点検で安全性を確認することにより、補修であっても法で求められている機能の維持は可能である。	石油連盟	総務省	消火用屋外給水施設の放水能力に関する基準は、当該特定事業所に備え付けなければならない大型化学消防車等の放水能力の合計に、当該大型化学消防車等のうち放水能力が最大の大型化学消防車等の放水能力を加算した放水能力とされ(石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令(昭和51年自治省令第17号)第8条)、消火用屋外給水施設の配管は、銅製又は合成樹脂製であることとし、さらに合成樹脂製の配管においては、火災の熱等の影響を受けないように設置されていること(同省令第10条)とされています。 また、消防庁告示に定められる実施方法により、消火用屋外給水施設の定期点検をしなければならないとされています(特定防災施設等に対する定期点検の実施方法(昭和51年消防庁告示第8号))。 なお、配管の補修方法に関する基準は、省令・通知等に規定されていません。	消防法、石油コンビナート等災害防止法	対応不可	消火用屋外給水施設の配管の状況は、設置された配管の置かれている環境や設置された時期、また、破損・経年劣化・腐食等により損失した部分の位置、大きさ、肉厚の減少の具合等が様々であることから、大型化学消防車等の放水時にかかる配管の設計水圧等も考慮し、配管を取り替えるのか、補修するのか、補修する場合にはどのような補修をするのか個別に判断する必要があります。 このため、補修内容について統一的な基準をお示しすることは困難であり、適切ではないと考えられます。 なお、ご提案の二つ割りバンド補修は、配管の補修部分に用いられるシール剤が火災発生時に長時間熱の影響に耐えることができないと考えられるため、適切ではないと考えられます。	
271130002	27年10月16日	27年11月9日	27年11月30日	移送取扱所の試験方法の見直し	【提案の具体的内容】 移送取扱所における設備の新設・変更時の試験方法について、高圧ガス保安法と同等なレベル(耐圧試験時間を30分程度)に見直す。 【提案理由】 移送取扱所における設備の新設・変更時の試験方法は、媒体を水とし、最大使用圧力の1.5倍で24時間保持となっているが、配管延長が長い場合あるいは季節による朝晩の温度差が大きい場合には、圧力の維持が困難なことがある。移送取扱所は耐圧試験に加えて非破壊検査も実施しているため、耐圧試験時間を30分程度に見直しても安全性は十分に担保できる。	石油連盟	総務省	移送取扱所の配管等は、設置工事又は変更工事の後に、当該配管等に係る最大常用圧力の1.5倍以上の圧力で、24時間以上の試験時間で行なわれなければならない。	危険物の規制に関する政令第18条の2 危険物の規制に関する規則第28条の2 危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示第42条	対応不可	この耐圧試験は、一日の温度変化に伴う配管等設備の変形を考慮し、圧力を確認することにより漏えいがないことを検知するため、24時間の試験時間が必要であり、30分の試験時間では漏えいを見逃すおそれがあります。 以上から、試験時間を短縮することは、試験の精度が確保できないため認められません。 なお、移送取扱所は、その配管が当該移送取扱所を保有する事業所等の敷地のみならず、当該敷地外(道路等の公共の場所や農地等の第三者が所有する場所)を通過するものです。そのため、万一災害が発生した場合、地域住民に与える影響が大きいことから、他の危険物施設等の配管よりも高い基準を定めています。	
271130010	27年10月27日	27年11月9日	27年11月30日	「競争入札参加資格」申請の統一・簡素化	【具体的内容】 全国もしくは都道府県単位で「競争入札参加資格申請」の一本化、申請書類及び添付書類の簡素化・統一化を図ること。 【提案理由】 「競争入札参加資格審査申請」については、近時「電子申請」にて申請を受理している自治体が増えているものの、依然、紙による申請手続きを要求しているところが多い。しかも、申請添付書類も統一性がなく、中には申請書類の提出に際し細部まで(書類の綴じ方、使用ファイルの色、等)指定する自治体もある。また、参加資格申請の公示の仕方・時期も自治体により異なる。この点が「競争入札参加資格申請」の事務手続きを煩雑化している大きな要因となっている。 「競争入札参加資格審査申請」手続きを簡素化・統一化することにより、「自治体」「民間事業者」双方の事務効率化が促進され、公正かつ自由な経済活動も促進される。	(公社)リース事業協会	総務省	競争入札参加審査申請の手続きについては、地方自治法や地方自治法施行令で規定しているものではなく、各地方公共団体が必要に応じて適宜定めているものです。	事実誤認	地方自治法及び同法施行令による規制はありません。		

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。

- :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
- △:再検討が必要(「」に該当するもの除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議における再検討項目	
								制度の現状	該当法令等	措置の分類		措置の概要(対応策)
271215056	27年10月30日	27年11月18日	27年12月15日	「防火管理者・防災管理者の届出基準の明確化、及び各消防署によって異なる防火管理者の届出書の統一」について 例:酒類販売管理者選任(解任)届出書	届出基準を明確化及び届出書の全国統一化をしていただきたい。 ・直営店は店舗主体者が半年～1年半で変わるため、主体者(=防火(防災)管理者)が変わる都度、管理者変更届出書を各所轄消防署に提出している。 しかし、店舗によって、戸建て店舗やテナントビル内等、出場所が様々な上、防火管理者の届出状況が異なるため、本部で正確なデータ(届出状況)を管理できない状況である。 店舗毎の届出の必要の有無を正確に把握するには、法令通りに計算し基準を満たしているか確認した後、管理会社又は所轄消防署に最終的に確認が必要であり、非常に時間がかかっている。 ・届出書は法人の場合、代表名(=社長)の捺印が必要。現在の届出書の流れは、「消防署(もしくはホームページ)店舗本部店舗消防署」という流れで、非常に手間がかかる。 全国統一の届出書であれば、「本部(ホームページ等より届出書を入力)店舗消防署と、業務が効率化されると考える。 現状 〔届出基準の現状〕 ・消防法施行令別表第一のコンビニエンスストアが該当する項目が不明瞭(明確な表記がないため)である。 ・テナントビルでの店舗では、該当の建物がどのような防火管理者の届出をしているのか、管理会社又は所轄消防署に確認後、店舗毎の防火管理者の届出の必要有無の確認が必要となる。 〔届出書の現状〕 ・記載内容はほぼ同様にもかかわらず、各消防署によって届出書が異なる。そのため、店舗ごとに所轄消防署より届出書を入力せざるを得ず、非常に手間がかかる。 効果 より正確に、迅速に防火・防災管理者届出書を提出できる。 コンビニエンスストアやその他、様々な場所に出店している小売店等にとっても非常に効果的であると考える。	(一社)日本フランチャイズチェーン協会	総務省	<届出基準> コンビニエンスストアは、消防法施行令別表第一(四)項に定める「物販販売業を営む店舗」に該当(同一の建物に他の用途と混在する場合は、原則として建物全体が同表(十六)項に定める「複合用途防火対象物」に該当)します。 消防法令において、防火管理者又は防災管理者の届出の基準(防火対象物の用途、階、面積、収容人数)が定められています。 <届出書> 防火管理者又は防災管理者の届出の様式は、消防法施行規則別記様式第1号の2の2に定められています。	消防法第8条及び第36条 消防法施行令第1条の2、第4条の2の4、第46条及び別表第1 消防法施行規則第1条の3、第5条の2、第51条の9及び別記様式第1号の2の2	現行制度下で対応可能	<届出基準> 防火管理者又は防災管理者の届出の基準は、制度の現状に記載のとおり、消防法令に基づき運用されており、その内容を御確認いただくことにより、届出の要否の判断が可能であると考えます。 <届出書> 防火管理者又は防災管理者の届出の様式は全国共通です。 また、電子政府の総合窓口「e-Gov」(http://shinsei-gov.go.jp/search/servlet/Procedure?CLASSNAME=GTAEGOVMTSEARCH)からダウンロードすることが可能となっています。	
271215067	27年10月30日	27年11月18日	27年12月15日	消防設備士以外による簡易な消防設備工事の許可	〔提案内容〕 消防設備工事のうち、簡易な消防設備の工事(共同住宅の避難はしご等)については、消防設備士以外による工事が可能とするべきである。 〔提案理由〕 消防設備工事については、消防設備士による工事が必要とされている範囲が広く、合理化を行うべきである。	(公社)関西経済連合会	総務省	消防法第17条の5 消防法施行令第36条の2 消防法施行令の一部を改定する政令等の施行について(昭和4年5月6日付自消乙予発第7号)	対応不可	消防法施行令第36条の2第1項に掲げる消防用設備等(固定式の金属製避難はしご等)は、平時は使用されず、火災時に初めて使用されるものであり、火災時に必要な機能を十分に発揮させるためには、設置工事を適切に行うことが必要であることから、当該設置工事は、一定の知識及び技能を有する消防設備士が行うこととされています。	消防法施行令第36条の2第1項に掲げる消防用設備等(固定式の金属製避難はしご等)は、火災時に初めて使用されるものであるところ、一定の知識及び技能を有しない者が設置工事を行うと、適切な施工がなされず、火災時に必要な機能を十分に発揮することができないおそれがあることから、消防設備士以外による設置工事を認めておりません。	
271215080	27年10月30日	27年11月18日	27年12月15日	固定資産税・都市計画税の納税通知書・課税明細書の書式・フォームの統一	〔提案の具体的内容〕 ・民間事業者の事務効率化、コスト削減を図る観点から、市区町村から毎年送付される固定資産税・都市計画税の納税通知書・課税明細書の書式・フォームの統一を図ること 〔提案理由〕 ・固定資産税・都市計画税の納税通知書・課税明細書は、毎年4月～6月にかけて全国から集中して送付され、納期限までに納税しているが、全国に大量の不動産資産を保有する民間事業者にとっては、各市区町村から送付される納税通知書・課税明細書の書式・フォームが統一されていない為、その内容の解釈とシステムへの情報の登録に多大なる手間と時間が費やされている現状。 ・納税通知書・課税明細書の統一が実現できれば、全国に大量の不動産資産を有する民間事業者にとっては、多大なる事務の効率化等を推進することが可能。	(一社)生命保険協会	総務省	地方税法第1条第1項第6号	事実誤認	地方税法及び同法施行令による規制はありません。		

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号()については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。

- :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
- △:再検討が必要(「○」に該当するものを除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- ×:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の分類	措置の概要(対応策)	
271215081	27年10月30日	27年11月18日	27年12月15日	固定資産税・都市計画税の納税通知書の交付から納期限までの期間の延長	<p>[提案の具体的内容] ・民間事業者の納税事務の正確性の確保と効率化を図る観点から、市区町村による納税通知書の交付から納期限までの期間を延長すること</p> <p>[提案理由] ・固定資産税・都市計画税の納税通知書・課税明細書は、毎年4月～5月にかけて全国から集中して交付され、納期限までに納税しているが、全国大量の不動産資産を保有する民間事業者にとっては、同時期に大量の納税通知書の処理に追われることになり、月末を納期限とすると、納税通知書の到着はその月の10日前後から中旬にかけて集中する傾向)多大なる事務負担がかかっている。 ・地方税法第364条第9項によると、納税通知書・課税明細書の交付は「遅くとも、納期限前10日まで」にしなければならないとされているが、この10日前規定の延長をさせていただきたい。</p>	(一社)生命保険協会	総務省	地方税法第364条第9項	対応不可	市区町村の徴税事務にかかる所要期間と、納税者にかかる納税通知書の交付日と納期限との間に余裕期間をおくこの双方を考慮して、遅くとも、納期限の10日前と定められており、これは個人住民税や事業税など、他の税目でも共通となっています。		
271215090	27年10月30日	27年11月18日	27年12月15日	電子的手法による住民税額の決定通知・変更通知書のフォーマットの統一	<p>[提案の具体的内容] 企業に対する住民税額の決定通知・変更通知について、全自治体に対し、電子的手法による通知を義務付けるとともに、通知書のフォーマットを統一する。</p> <p>[提案理由] 地方税法の改正により、企業側が提出する給与支払報告書は、電子データによる提出が義務化された。eLTAxも全市町村に導入されるに至った。それに伴い、eLTAxを利用して電子データで報告を行った場合には、各市町村へデータが振り分けられることになり、報告書の提出にかかるコストは一定削減された。他方、市町村から送付される給与所得に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定通知書、給与所得にかかる市民税・県民税特別徴収税額の変更通知書、に関しては、市町村により対応がバラバラな状況にあり、書面によるものとデータによるものが混在しているうえ、フォーマットにもばらつきがある状況にあり、また企業側にかんする負担がかかっている状況にある。特別徴収税額通知を電子署名付きの電子データで送付することについては、平成27年9月を目前にeLTAxを改修し、その後、各市町村において納税システムをeLTAxに対応できるように改修を進め、完了した市町村から順次電子署名付きの電子データの送付を開始する予定であることであるが、市町村によって対応が異なることとなり、日本各地に展開している企業にとっては、負担削減効果は引き続き限定的となる。住民税額の決定通知・変更通知の方法(書面・電子)やフォーマットが市町村ごとに異なると、管理が非効率であり、紙で送付された場合には企業でデータ化する際のインプットミスによる誤徴収も生じうる。したがって、少なくとも支払報告書の電子提出が義務づけられている企業に関する各種通知に関しては、全自治体に対し、電子的手法による通知を義務付けるとともに、通知書のフォーマットを統一すべきである。</p>	(一社)日本保険業協会	総務省	地方税法第321条の4	現行制度下で対応可能	給与支払報告書の電子的提出が義務付けられている企業に対する特別徴収税額通知については、来年から電子的方法による正本の通知が始まることとなり、各団体への通知の発行や説明会等における要請を積極的に行うことを通じ、統一されたフォーマットが広く使用されるよう取り組んでいきたい。		
271215102	27年10月30日	27年11月18日	27年12月15日	特定行政書士による紛争性のある聴聞・弁明手続きの代理	<p>提案の具体的内容 行政不服申立ての代理が可能な特定行政書士に、紛争性のある聴聞・弁明手続きの代理を認めたい。</p> <p>提案理由 平成26年改正行政書士法(平成26年6月27日公布)において、行政不服申立ての代理権が、一定の研修課程を修了した特定行政書士に付与されることとなり、行政不服申立ては、行政処分取消しを求めるものであり、紛争性のある行為である。ところで、行政書士には、聴聞・弁明手続きの代理権が認められていますが、聴聞・弁明手続きの代理人に行政書士による場合、行政による不利処分には異議がある場合など紛争性のある聴聞・弁明手続きの代理を行うことが行政書士法で制限されています。しかし、行政による不利処分には異議がなく、処分の名義人が甘んじて処分を受けようとする場合に、行政書士が名義人の権利擁護のため代理人として聴聞・弁明手続きに参与する実益はありません。なにより、行政処分取消し手続きに代理人として関与できるにもかかわらず、行政処分(不利処分)を行うかどうかの手続きに代理人として関与できないとすることを正当化する理由を見出すことはできません。</p>	個人	総務省 法務省	行政書士法第1条の3第1項第1号、第2号、第2項	その他	不服申立てを代理することができる特定行政書士については、平成27年12月4日に、特定行政書士となるための研修が修了したことにより初めて特定行政書士が誕生したことから、特定行政書士による不服申立ての代理については、それ以降実施できるようになることである。 このため、特定行政書士に紛争性のある聴聞・弁明手続きの代理を行わせることについては、まずは特定行政書士による不服申立ての代理業務の実施状況等や、行政書士法第1条の3の立法趣旨を踏まえる必要があるものとする。		
271231001	27年10月16日	27年11月9日	27年12月31日	石油コンビナート等災害防止法における新設・変更に係る申請を中央官庁に対して行う必要があるため、地方事業所に多大な負担がかかっている。新設・変更に係る申請において、事前説明、届出提出、不指示通知の受領、完了届出(検査手数料の納付)、適合確認通知書の受領と、計5回の中央官庁への往訪のために、地方事業所の担当者の移動に約10時間がかかると発生している。また、現地確認検査の検査日の設定にあたり、複数中央官庁の検査担当者の日程調整に多大な時間を要するケースがあり、完了届出から現地確認検査までに50日程度を要した事例がある。申請手続き及び現地確認検査が地方自治体において可能なならば、これらの負担が軽減されるとともに、設備稼働開始までの期間が短縮され、工程ロスの低減にもつながる。	石油連盟	総務省 経済産業省	石油コンビナート等災害防止法に基づき(第1種事業所のうち、石油と高圧ガスをともに扱う事業所は、新設等の工事を行う場合、新設等に関する計画を主務大臣(総務大臣及び経済産業大臣)に届出することとされている。主務大臣はこの計画について災害の発生の場合の拡大防止の観点から変更指示や廃止指示をすることが出来る。さらに新設等の工事が完了したときは当該計画に適合しているかの確認を行っています。	石油コンビナート等災害防止法第5条、第7条、第11条、第4条	対応不可	新設等に関する計画の届出を義務付けしている事業所は、コンビナート地域における第1種事業所のうち石油と高圧ガスをともに扱う事業所に限定されています。これは、市町村長等が消防法に基づき石油の貯蔵・取扱に伴う災害防止の観点から許可を与え、都道府県知事が高圧ガス保安法に基づき高圧ガスの処理に伴う災害防止の観点から許可を与えています。石油及び高圧ガスに関連する各種装置が複雑に入り組んでいる事業所では、災害の発生危険性が非常に高く、一度災害が発生した場合に被害が拡大する危険性の高いことに鑑み、事業所全体として防災上一元的な対策を行うことが必要不可欠であると考えられているからです。 したがって、当該制度は、消防法及び高圧ガス保安法の両法令の規制も勘案し、総務省消防及び経済産業省が連携して審査を行うとともに、防災法に基づき各法令を所管する関係行政機関(5省庁)の長への事前協議・調整等を図る必要があること、対象事業所の中には複数の市町村にまたがる事業所があること、届出案件を集約し関係省庁で連携して審査を行うことで審査の迅速性・効率性が担保される面もあること等の理由により、現状の制度を維持すべきと考えます。 一方で、事前相談にあたっては、メールや郵送、さらにはテレビ会議の活用も可能であり、窓口も総務省消防庁に一元化する等、手続きの効率化や簡素合理化を図っていることである。		

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号()については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。

- :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
- △:再検討が必要(「」に該当するものを除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議における再検討項目	
								制度の現状	該当法令等	措置の分類		措置の概要(対応策)
271231002	27年10月16日	27年11月9日	27年12月31日	石油コンビナートのレイアウトに係る基準のうち、各施設地区が混在している場合の敷地面積の見直し	石油コンビナートのレイアウトに係る基準のうち、製造施設地区内に用役施設が混在している等の場合、主として設置されている施設(製造施設を除く)の敷地面積が500m ² 以内であれば、当該施設は主として設置されている施設に付属するものとみなされるが、500m ² を超える場合は独立した施設地区の新設とみなされ、特定道路の敷設等が必要となっている。レイアウト上の制約により、特定道路の敷設が困難な場合は、設置面積を500m ² 以内にするために、設置する施設規模の縮小を行うなど、事業所敷地の有効活用の妨げとなっている。主として設置されている施設地区が特定道路に関する基準を満足していれば、付属する施設の面積基準を見直しても消火活動に影響はなく、同等の安全性は担保できると考えられる。	石油連盟	総務省 経済産業省	石油コンビナート等特別防災区域における新設事業所等の施設地区の配置等に関する省令(第4条)、新設等の計画の届出に係る審査事務の簡素合理化について(第3の8(1))	対応不可	石油コンビナート等災害防止法において、事業所の敷地を用途に応じ区分し、その面積及び配置について規制しているのは、施設が混在すると災害が拡大する危険性が高まることから、類似の施設をまとめて、それぞれの用途の敷地の間隔を確保することなどにより、事業所内の施設に災害が発生した場合にその拡大を防止しようとするものです。また、施設地区の外周に特定道路を設置することで、災害の拡大を防止し防災活動に影響がないよう配慮がされております。 面積基準については、こうした安全性の観点から、昭和11年の導入以来現在に至るまで、原則として500m ² を上限として付属する施設を認めているものであり、御指摘の面積基準を見直すことは困難であると考えています。		
271231021	27年10月27日	27年12月9日	27年12月31日	自動車登録システムと自動車税の徴収システムの一体化	自動車登録検査業務電子情報処理システム(以下「MOTAS」という。)は、全国33カ所の運輸支局等とデータセンターを回線で結び、オンラインリアルタイム処理方式により、自動車の新規登録、移転登録、継続検査等の業務を支援し、自動車の登録情報を一元的に管理するシステムです。また、MOTASは関係する行政機関とシステム連携をされており、MOTASで管理している自動車の登録情報を、他の行政機関に提供することにより、犯罪捜査や事故業務や自動車安全環境行政への活用など、様々な行政執行に活用されており、他の各種行政・制度を支える重要な基盤となっています。	(公社)リース業協会	総務省 国土交通省	自動車登録検査業務電子情報処理システム(以下「MOTAS」という。)は、全国33カ所の運輸支局等とデータセンターを回線で結び、オンラインリアルタイム処理方式により、自動車の新規登録、移転登録、継続検査等の業務を支援し、自動車の登録情報を一元的に管理するシステムです。また、MOTASは関係する行政機関とシステム連携をされており、MOTASで管理している自動車の登録情報を、他の行政機関に提供することにより、犯罪捜査や事故業務や自動車安全環境行政への活用など、様々な行政執行に活用されており、他の各種行政・制度を支える重要な基盤となっています。	道路運送車両法第6条第1項、自動車登録令第6条、第8条、自動車登録規則第1条、第4条、地方税法第145条、第151条	現行制度下で対応可能	自動車税の定期賦課については、「制度の現状」とおり、日々徴税業務が発生しているものではなく(自動車の取得・登録時に窓口において納付される月割課税分を除く)、基本的には毎年定期賦課・徴収を行えるように、個別の自動車の情報が各都道府県の税基幹システムにおいてアップデートされていく仕組みを想定し、日々の更新データの取りまとめを行っており、都道府県は、翌朝の業務時間開始時に当該データを入手可能となっていると見られます。当該データの税基幹システムへの反映時期については、都道府県の判断で適切に行なうようになっています。 その他、自動車税の徴税、データのアップデートに関しましては、都道府県において、税の収納情報をシステムに反映し管理するもので、金融機関やコンビニエンスストアで納付した場合、当該機関と情報のやりとりが生じるため、収納情報のシステムへの反映が数日・1週間程度は必要となることです。この日数については、MOTASと税基幹システムを一体化したとしても解消されるものではありません。 なお、自動車の検査登録・徴税業務につきましては、平成17年度より自動車保有関係手続のワンストップサービス(OSS)を導入しており、従来、運輸支局、県税事務所等に出頭して行っていた手続をオンラインで一括で行うことを可能とすることにより、申請者の利便向上を図ってきたところです。 OSSについては、関係省庁及び都道府県が連携して、平成19年度までに全国展開や対象手続を拡大し、申請者の更なる利便向上を図っていくとしています。	
271231022	27年10月30日	27年12月9日	27年12月31日	災害発生時、通行規制区域内への侵入許可について	コンビニエンスストア店舗は被災地域重要な物資供給拠点であり、そこへ商品供給する配達車は緊急通行車両として指定を検討いただきます。 大規模災害時には、各行政官庁も混乱する中、所定の交付手続きを経ての「通行許可」の交付が困難なため、事前の交付を検討いただきます。	(一社)日本フランチャイズチェーン協会	内閣府 警察庁 総務省	都道府県知事又は都道府県公安委員会は、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両にあっては、車両の使用者の申出により、当該車両が緊急通行車両であるか否かの確認を行い、緊急通行車両であることを確認した場合、災害対策基本法施行規則(昭和37年総理府令第52号)第6条に定める様式の標章及び証明書を交付いたします。 標章を提示し証明書を備え付けている緊急通行車両は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第76条第1項の規定に基づき、都道府県公安委員会が交通規制を行っている道路の区間を通行することができます。 また、東日本大震災に伴う対応等を踏まえ、平成24年3月に「大規模災害に伴う交通規制実施要領」を作成し、緊急通行車両の事前届出制度等についても定めています。	災害対策基本法第76条第1項、災害対策基本法施行令(昭和37年政令第288号)第33条第1項、災害対策基本法施行規則第6条	現行制度下で対応可能	緊急通行車両として緊急道路の通行が認められる車両には、指定公共機関、指定地方公共機関等(以下「指定公共機関等」という。)が保有する車両のほか、指定公共機関等との契約等に基づき災害発生時に民間事業者が使用する車両も含まれており、生活物資の供給等と緊急輸送に従事する車両については、指定公共機関等との契約等に基づき緊急通行車両として認められることとなっています。したがって、都道府県知事又は都道府県公安委員会において、指定公共機関等との契約等の内容を説明する書類等を確認の上、緊急通行車両確認標章(以下「標章」という。)を交付しています。 災害時の交通規制では、標章の交付枚数(緊急通行車両の確認を行った車両の台数)を把握して、緊急道路の交通量等を踏まえた規制の見直しに反映することとしており、東日本大震災においては、交付枚数を把握することにより交通規制を実施する区間の縮小や通行を認める車両の範囲の拡大等の交通規制の見直しを行いました。 仮に標章を事前交付した場合、災害発生後、事前届出を行った全ての車両が使用されるとは限らないため、緊急通行車両の正確な台数が把握できない(なり)、緊急道路の交通量等を踏まえた適切な交通規制が行えず、人命救助の災害応急対策に支障が生じることとなるため、標章を事前に交付することはできません。 指定公共機関等との契約等に基づき、災害発生時に民間事業者が使用する車両については、緊急通行車両の事前届出制度の対象となりますので、事前届出を行っていた場合は、災害発生時により迅速に標章を交付することができます。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号()については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。

- :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
- △:再検討が必要()に該当するものを除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				規制改革会議における再検討項目			
								制度の現状	該当法令等	措置の分類	措置の概要(対応策)				
271231035	27年11月2日	27年12月9日	27年12月31日	時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の周波数割当を見直す。又は、デジタルコードレス電話の無線局とPHSの無線局との共用周波数を拡大する。できれば1884.5～1893.5MHzの周波数を共用周波数として追加していただきたい。	(提案の具体的内容) 時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話(以下TDMA-NBと表記)の制御チャンネルの周波数割当を見直す。又は、デジタルコードレス電話の無線局とPHSの無線局との共用周波数を拡大する。できれば1884.5～1893.5MHzの周波数を共用周波数として追加していただきたい。 (提案理由) 平成25年度総務省電波利用状況調査において、平成24年度デジタルコードレス電話出回台数の約95%を占める時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局(以下TDMA-WBと表記)は、TDMA-NBの制御チャンネルの電波を検出した場合には、利用可能な無線チャンネル数が削減と大きくなり規制されるため、トラフィックの大きい事業所向け用途では目標接続品質を満足できずその普及を妨げている。TDMA-WBは世界100以上の国や地域でグローバルに利用されており、超低消費電力向けのアプリケーションも実現可能であるため、CPS/10Tを現実的かつ経済的に実現する手段として期待されている。また、機内のM2Mトラフィックを集約し電気通信回線を経由したサービス提供が可能であるため、設備が固定設置されている、あるいは移動が限定的である場合には移動通信のオフロード手段として経済的に活用することができ、限りある電波資源を有効に利用することが可能となる。	(一社)電子情報技術産業協会	総務省	【制度の現状】 時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話(以下、「広帯域デジタルコードレス電話」といふ。)は、平成22年に免許を要しない無線局として制度化されたところである。当該無線局の使用周波数帯においては、既に免許を要しない無線局である時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話(以下、「狭帯域デジタルコードレス電話」といふ。)及びPHSの無線局が利用されており、これらの既存無線局と周波数共用を図るため、既存無線局の運用に影響を与えないよう広帯域デジタルコードレス電話の無線局の技術基準が定められたところである。 具体的には、広帯域デジタルコードレス電話が発射する際には、既に近隣で運用している狭帯域デジタルコードレス電話の無線局等からの電波を感知し、一定レベル以上の電波を受信した場合には、自局において影響を与える周波数(ch)の電波を発射しないこととする混信防止機能(キャリアセンス)を備え付けることを義務化しているところである。	【該当法令】 電波法施行規則第6条第4号第3項 無線設備規則第49条の8の2第1項ハ 総務省告示第399号第2項第4号	対応不可	広帯域デジタルコードレス電話の無線局は、既存のPHSの無線局や狭帯域デジタルコードレス電話の無線局の運用に影響を与えないよう混信防止機能(キャリアセンス)等を設け、これらの既存無線局と周波数共用を図ることとし、平成22年に制度整備されたところである。既存の狭帯域デジタルコードレス電話の無線局の近傍といった一部の使用場所や環境によっては、周波数利用に制約が生じる場合があるが、無線局の配置や運用等により対応していることを前提としているものであり、電波資源の有効利用の観点から周波数の拡張は困難である。また、狭帯域デジタルコードレス電話の制御チャンネルの見直しについては、狭帯域デジタルコードレス電話は免許不要局であり、既に使用されているものの制御チャンネルの変更は困難であることから、現実的には新たに設置される広帯域デジタルコードレス電話の無線局の配置や運用等により対応していることが必要と考えます。 なお、新たな周波数の割当てに当たっては、今後の広帯域デジタルコードレス電話の普及状況だけでなく、当該周波数帯における他の既存無線局の電波の利用状況や将来の新たな電波利用ニーズを考慮し、電波資源の有効利用の観点から慎重な検討が必要である。				
280115088	27年10月30日	27年11月16日	28年1月15日	行政機関等からの照会に係る事務手続の簡素化	・行政機関は多種多様な様式の紙媒体の文書を大量に生命保険会社に送付する形で保険契約の有無・内容の照会を行っている(ある生命保険会社では年間約100万件的に照会を受けている)。生命保険会社はこのような行政機関からの照会をシステム上で機械的に処理することが困難なことから、手作業で目視確認をしながら可能な限り迅速かつ適切に各寄せ等の事務処理を行い、行政機関に対する回答を行っている。 ・行政機関からの照会文書の様式の統一、及び電子化が図られるれば、行政機関及び生命保険会社における正確かつ迅速な事務の実現だけではなく、行政手続の迅速化により国民の効用も増加する。さらには、ペーパーレス化の推進により、社会・経済の発展と地球環境の調和を目指しつつ、持続可能な社会作りにも貢献することができる。例えば、紙媒体での照会を電子化することにより、行政機関における印刷・郵送コストを削減し、行政事務の効率化を図ることができる。 ・また、多種多様な照会文書の様式を統一することにより、生命保険会社における事務の効率化及びコスト削減が促進され、行政機関が一層迅速に回答を得ることが可能となる。その結果、例えば、生活保護の支給開始までにかかる期間等が短縮され、真に手を差し伸べべき者に対する支援の早期化が可能となる(なお、昨年度、警察庁・国税庁・厚生労働省との間では様式の統一を実施し、統一状況をフォローしている状況であり、総務省との間では、様式の統一に向けて検討を進めている状況)。	(一社)生命保険協会	警察庁 総務省 財務省 厚生労働省	【警察庁】 現在、警察においては、捜査の過程で、保険契約の有無・内容(契約日、保険種類、保険金額等)等について、法令に基づき捜査関係事項照会書を送付し、関係生命保険会社に対し照会を実施しています。 【総務省】 地方税の課税・徴収における金融機関に対する取引照会は、書面などで行われます。照会文書の書面のフォーマット(用語、書式など)については法令上の規定がないため、各自自治体委ねられています。 【財務省】 地方税の課税・徴収における金融機関に対する取引照会は、書面などで行われます。取引照会の方法については法令上の規定がないため、各自自治体委ねられています。	【警察庁】 刑事訴訟法第197条第2項	【警察庁】 その他	【警察庁】 照会の電子化について、生命保険協会と協議したところ、照会の電子化を行う場合、高度なセキュリティ対策が必要となり、現状の警察からの照会件数であれば電子化するよりも、現在のFAXを使用した照会方法の方が効率的である等の理由から、照会の電子化に係る検討については見送るといふ結論で調整済みです。	【総務省】 検討に着手	【総務省】 規制改革実施計画(平成26年6月24日閣議決定)において、金融機関に対する取引照会の一元化(地方税に関する照会文書の用語、書式の統一)については、国税における書式等の統一の取組を踏まえ、以下の統一の実施について、地方団体間で構成する協議会に対し、金融機関側の意向を伺いながら検討することを要請し、また、検討結果についても連絡するよう要請する。 照会文書の依頼事項に関する用語 照会文書の書式(照会の種類や業種ごとに統一できる箇所を調整の上)とされており、全国税務協議会に対して、統一化に関する検討を行うよう要請し、同協議会からは平成27年度中に結論を出す方針と聞いている。	【警察庁】 「規制改革実施計画(平成26年6月24日閣議決定)において、「金融機関に対する取引照会の一元化(地方税に関する取引照会のオンライン化)」については、「関係者の意見を伺うとともに、国税当局等における取引照会の電子化に向けた取組状況や社会保険・税番号制度における個人番号の利用範囲を巡る議論の動向などを十分に踏まえながら、地方税に関する照会文書の用語、書式の統一に係る検討結果を基に具体的な方法や時期を検討し、地方団体に対し対応を要請する。」とされ、実施時期については「平成26年度以降、継続的に検討し、国税当局等との取組状況や番号制度の議論の状況等を踏まえた上で、書式等の統一に係る検討結果を基に結論を得る(結論に応じ、その後、速やかに措置)」とされていることから、書式等の統一に係る全国税務協議会における検討状況を踏まえ、検討を行う。	
								【財務省】 国税当局においては、申告納税制度の下、適正・公平な税務行政を推進しており、不正な税逃れに対しては、厳正な税務調査等を実施するとともに、滞納となった国税については、滞納整理の早期着手・早期保全に取り組んでいるところです。 その際、納税者本人に対する調査だけでは適正な課税標準等を把握することができないと認められる場合には、取引のある生命保険会社等に対して臨場又は書面による取引照会を実施しております。	【財務省】 罰則適用法第74条の2及び第74条の3、国税徴収法第141条、国税犯則取締法第1条第3項	【財務省】 照会様式の統一化 照会様式の統一化については、平成26年度に生命保険協会等と協議し、平成27年4月以降は、協議により統一した書式を使用しています。 照会手続の電子化 平成26年7月以降、規制改革実施計画の内容に沿って、生命保険協会等とシステム開発の方向性等について継続的に協議を行っており、今後も引き続き検討してまいりたいと考えております。	【厚生労働省】 「保護の実施機関及び福祉事務所長は、保護の決定若しくは実施又は生活保護法第77条若しくは第78条の規定の施行のために必要であると認めるときは、要保護者等の情報(氏名、住所又は居所、資産及び収入の状況等)について、官公署等に対し必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求めると、銀行等の関係人に対して報告を求めるとができます。なお、要保護者が急迫した状況にある等やむを得ない場合には、当該調査結果が漏れなくとも保護の決定を行うことができます。また、平成27年度から当該調査に係る照会文書の様式については、統一化されたものが使用されているところである。	【厚生労働省】 生活保護法第29条	【厚生労働省】 照会手続の電子化 検討に着手	【厚生労働省】 照会文書の様式の統一については、左記のとおり平成27年度からは統一化された様式が使用されており、当該調査に対する照会に係る事務の効率化を図ります。 また、照会のオンライン化の可否については、提案主体の意見等も踏まえつつ、今後検討していくこととします。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号()については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。

- :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
- △:再検討が必要(「○」に該当するもの除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				規制改革会議における再検討項目		
								制度の現状	該当法令等	措置の分類	措置の概要(対応策)			
280215040	27年11月2日	27年12月9日	28年2月15日	政府の情報システム調達に関する改善要望	<p>以下を推進していただきたい</p> <p>(1)入札制限の緩和(「根拠1」の「第3章 -1-(2)-」)</p> <p>(2)損害賠償の上限設定(「根拠1」の「第3章 -3-(6)」)</p> <p>(3)知的財産権の帰属に関し、民間への帰属(日本版EPA) (「根拠3」の第19条)</p> <p>(4)再委託に伴う情報開示の緩和(「根拠2」)</p> <p>(5)契約に基づく作業に対する中間支払いの促進(「根拠4」)</p> <p>(1)の入札制限は分離調達の原則に則り、多くの案件で採用されている。しかし上流工程と下流工程で業者が異なることにより、作業の重複や責任の所在が曖昧となってプロジェクトリスクが増大する等の問題がある。(2)は「根拠1」において「限度の設定」を規定しているが、現実の調達案件ではこの制限を設ける案件は極めて少ない。(3)は「根拠3」に「譲り受けないことができる」とあるが、実際は国に帰属する案件が大多数である。(4)についても、契約金額も含めた開示を求められており、契約の守秘義務の観点からも問題である。(5)も一部の案件で中間支払いは行われているものの、長期のプロジェクトであってもプロジェクト終了時の一括支払いとなっている場合が散見される。</p> <p>(1)を一画的に実施することは、調達リスクを高め、支出の無駄を生むことに繋がる。調達機会の増大に資する方策ではあるが、案件の性質を十分に踏まえ、慎重に実施すべきである。(2)及び(5)は事業者の健全な経営に大きな影響を及ぼすため、是非とも改善していただきたい。また、(2)に記載の上限がないために、企業は万が一の場合のリスクを大きく見積る必要があるために国に提案をする金額が高くなり、結果として国家予算の無駄遣いとなる。(3)で知財を企業側が活用できれば、我が国企業の国際競争力向上に貢献することとなり、「根拠3」の趣旨に合致する。(4)では、企業の競争力に影響を与えるような情報の開示を求めることは、一般的な取引上の通念からも適切ではない。国際的に見ても、「根拠2」に記載する詳細な情報を求める国はないと理解している。</p> <p>上記要望は調達の実を高め、またIT産業育成にも大いに貢献すると考える。これらの制約は我が国固有のものであり、海外と比較しても特異でも特異でも厳しと言わざるを得ない。これら改善が進めば、国際的にも整合する競争環境が整うと考えらる。</p>	(一社)電子情報技術産業協会	内閣官房 総務省 財務省 経済産業省	<p>政府情報システムの効率性かつ効果的な整備及び管理を行うため、その調達については、会計法令等に沿った運用上のルールを取り決め、その改善を図ってまいります。政府においては、従来の「情報システムに係る政府調達の基本指針(平成19年3月1日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)」を平成26年度末をもって廃止し、平成27年度から、「政府情報システムの整備及び管理に関する標準ガイドライン」(平成26年12月3日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)(以下「標準ガイドライン」といふ。)等による運用を進めてまいります。このように中、</p> <p>(1)入札制限につきましては、過度な分離調達を抑制するため、標準ガイドラインにおいて、合理的な調達の基本単位の考え方を明示しております。</p> <p>(2)損害賠償の上限設定につきましては、標準ガイドラインにおいて、損害賠償範囲の限度を契約書に記載する旨を明示しております。</p> <p>(3)知的財産権の帰属につきましても、産業技術力強化法の趣旨に基づき、標準ガイドラインにおいて、受注者側に帰属することが原則であることを明示しております。</p> <p>(4)再委託に伴う情報開示の緩和につきましては、「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付財計2017号)において、システムの開発等を委託する場合には、不適切な再委託により効率性が損なわれないよう、委託契約の相手方から、再委託に関する書面をご提出頂き、再委託を行う合理的理由等について審査し、適当と認められる場合に承認を行うこととしています。</p> <p>(5)契約に基づく作業に対する中間支払いの促進につきましては、契約により、製造についての請負契約に係る既済部分に対し、その完済前に代価の一部を支払う必要がある場合には、その既済部分に対する代価の10分の9まで、また、性質上可分の製造についての請負契約に係る完済部分にあつては、その代価の全額まで支払うことができます。</p>	(1)現行制度下で対応可能	(2)現行制度下で対応可能	(3)現行制度下で対応可能	(4)対応不可	(5)現行制度下で対応可能	<p>新たな標準ガイドライン等に基づき、政府情報システムに係る調達の改善につきましては今後も引き続き推進することとしております。このように中、</p> <p>(1)入札制限について 従来の分離調達に係る取組を見直し、標準ガイドラインに基づき、履行可能性、ライフサイクルコスト、技術的妥当性等を考慮の上で合理的な調達単位を検討することとしており、さらに、複数単位の単位として調達することが適切であると判断される場合も妨げない旨明示しておりますので、各府省において適切に運用がなされているものと考えております。</p> <p>(2)損害賠償の上限設定について 損害賠償責任の明確化の取組を引き続き進めていくため、従来の取組と同様、標準ガイドラインに基づき、損害賠償範囲の限度を設定することとしており、各府省において適切に運用がなされているものと考えております。</p> <p>(3)知的財産権の帰属について 技術に関する研究開発活動を活性化し、及び事業活動における効果的な成果物の活用を促進に資するため、標準ガイドラインに基づき、受注者側への帰属を原則とすることとしており、各府省において適切に運用がなされているものと考えております。</p> <p>(4)再委託に伴う情報開示の緩和について 不適切な再委託により効率性が損なわれていないか、契約金額等を確認することで再委託を行う合理的理由等を審査しており、適正な履行を確保するため、ご提出頂くざるを得ないと考えています。</p> <p>(5)契約に基づく作業に対する中間支払いの促進について 制度の現状のとおり、完済前に代価の一部を支払う必要がある場合には、契約により明らかとした上で、支払うことができます。よって、契約を行う各府省各庁において、適切に運用すべき事項となります。</p>
280215056	27年11月17日	28年1月13日	28年2月15日	防火管理者等の定期義務講習の実施方法の緩和	<p>【提案の具体的内容】 防火管理者は、多数の人が利用する建物などの「火災による被害」を防止するため、防火管理に係る消防計画を作成し、防火管理上必要な業務(防火管理業務)を計画的に行うが、消防法令が改正され、甲種防火管理者として選任された者は、5年毎の再講習が義務化された。 講習の多くは、平日の昼間に開催されているため、受講者は業務を休み、その間、代わりの者が作業を行わなければならないなど、事業者・受講者側の負担は小さくない。 そこで、無事故無違反など優良事業者に対しては受講周期を延長する。また講習以外インターネット、通信教育等の手段を活用できれば、事業者・受講者側の負担を小さくできる。</p> <p>【提案理由】 (a)規制の現状 2003年6月に消防法が改正され、甲種防火管理者として選任された者は、5年ごとの再講習が義務付けられ、2006年4月1日より制度化された。これに先駆け、2005年度より防火管理者に対して再講習が実施されることとなった。</p> <p>(b)要望理由 講習の多くは、平日の昼間に開催されているため、受講者は業務を休み、その間、代わりの者が作業を行わなければならないなど、事業者・受講者側の負担は小さくない。 そこで、無事故無違反など優良事業者に対しては受講周期を延長する。また講習以外インターネット、通信教育等の手段を活用できれば、事業者・受講者側の負担を小さくできる。</p> <p>(c)要望が実現した場合の効果 事業者・受講者の負担を小さくできる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	総務省	<p>消防法令では、「飲食店」、「物品販売業を営む店舗」や「複合用途防火対象物」など不特定多数の方が利用する建物で収容人員が300人以上の建物の防火管理者で、都道府県知事等の行う防火管理に関する講習(甲種防火管理者講習)の課程を修了したものは、おおむね5年ごとに再講習(おおむね2時間)を受講することとされています。</p>	消防法第8条	消防法施行令第9条	消防法施行規則第2条の3	平成16年消防庁告示第2号	対応不可	<p>再講習は、過去5年間における消防法令等の改正内容・経緯、当該改正に伴う防火管理業務の要点や、実火災の事例研究から得られた防火管理上の教訓などの内容を学んでいた「もの」です。防火管理者が適切に業務を行うためには、5年ごとに上記の内容を学び、業務に生かしていただく必要があるため、受講周期の延長は適切でないと考えます。</p> <p>再講習の実施方法は、実施主体(都道府県知事、市町村の消防長、登録講習機関)により定められています。現状では、なりすましの排除や受講確認の方法などの課題があり、インターネットや通信教育等による講習を導入している例は承知しておりません。</p>

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号()については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。
 :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
 :再検討が必要(「」に該当するものを除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議における再検討項目	
								制度の現状	該当法令等	措置の分類		措置の概要(対応策)
280215057	27年11月17日	28年1月13日	28年2月15日	防火・防災管理者の届出基準の明確化	<p>[提案の具体的内容] 防火管理者・防災管理者の届出基準がわかりづらいので、わかりやすくしてほしい</p> <p>防火管理者・防災管理者の届出書が各消防署によって異なるので、全国で統一して欲しい(例、酒類販売管理者選任(解任)届出書)</p> <p>[提案理由] (a)規制の現状 ・届出基準の現状 ・消防法施行令別表第一のどれにCVSが該当するのかわからない(明確な表記がないため) ・複数テナントが入っているビルなどに出店している店舗では、該当ビルがどのような防火管理者の届出をしているのか、ビルの管理会社もしくは所轄消防署に確認をして、店舗ごとの防火管理者の届出が必要か確認する必要がある。 ・届出書現状 ・記載内容はほぼ同様にもかかわらず、各消防署によって届出書が異なる。そのため、店舗毎所轄消防署より届出書を手寄せざるを得ず、非常に手間がかかっている。</p> <p>(b)要望理由 ・防火・防災管理者の届出状況を把握し、正確に届出をしたいため、届出基準の明確化 ・全国に多数の直営店がある中、店舗主体者が半年～1年半で変わる為、主体者(=防火/防災)管理者が変わる都度、管理者変更届出書を各所轄消防署に提出している。しかし、店舗によって、戸建て店舗やテナントビル内など出店場所が多岐にわたるため、防火管理者の届出状況が異なるため、本部で正確な届出管理出来ない状況である。店舗毎の届出の必要の有無を正確に把握するには、法令通り計算し基準を満たしているか確認した後、管理会社もしくは所轄消防署に最終的に確認しないとならない為、非常に手間がかかっている。 ・届出書の全国統一化 ・届出書は法人の場合、代表名(=社長)の捺印が必要。現在の届出書の流れは、消防署もしくはHP) 店舗本部 店舗消防署という流れで、非常に手間がかかる。全国統一の届出書であれば、本部(HP等より届出書を入力) 店舗消防署と、非常に手間が減り、効率的である。</p> <p>(c)要望が実現した場合の効果 より正確に、迅速に防火・防災管理者届出書を提出でき、さまざまな場所に出店している小売店等にとって非常に効果的である。</p>	(一社)日本経済団体連合会	総務省	<p><届出基準> ・コンビニエンスストアは、消防法施行令別表第一(四)項に定める「物品販売業を営む店舗」に該当(同一の建物に他の用途と混在する場合は、原則として建物全体が同表(十六)項イに定める「複合用途防火対象物」に該当)します。 ・消防法令において、防火管理者又は防災管理者の届出の基準(防火対象物の用途、階、面積、収容人数)が定められています。 ・届出書 ・防火管理者又は防災管理者の届出の様式は、消防法施行規則別記様式第1号の2の2に定められています。</p>	消防法第8条及び第36条 消防法施行令第1条の2、第4条の2の4、第46条及び別表第一 消防法施行規則第1条の3、第3条の2、第51条の9及び別記様式第1号の2の2	現行制度下で対応可能	<p><届出基準> 防火管理者又は防災管理者の届出の基準は、制度の現状に記載のとおり、消防法令に基づき運用されており、その内容を御確認いただくことにより、届出の要否の判断が可能であると考えます。</p> <p><届出書> 防火管理者又は防災管理者の届出の様式は全国共通です。</p> <p>また、電子政府の総合窓口「e-Gov」(http://shinsei.e-gov.go.jp/search/serivet/Procedure?CLASSNAME=GTAEGOVMTSEARCH)からダウンロードすることが可能となっています。</p>	
280215058	27年11月17日	28年1月13日	28年2月15日	ターミナル駅における消防法上の設備設置単位の分割方法について	<p>[提案の具体的内容] ターミナル駅が大規模化・複合化する中で、設備設置単位の分割方法は、開口部のない床又は壁により区画されている(消防法施行令第8条)以下、令8区画、または一定の条件をもった渡り廊下等で接続した(昭和50年 消防法第26号)以下、渡り廊下基準)が一般的な法的取扱いとなっている。しかしこれらの仕様は空間的な制約が大きく分割条件として採用するには課題が多い。また、消防行政によっては独自の基準を設けている場合もあるが、協議の結果、分割できない事例もある。結果としてターミナル駅全体が一棟の設備設置単位となり、管理上の課題や過度な消防設備整備が必要となる場合がある。こうした状況を踏まえ、上記以外の法的取扱いの確立をお願いしたい。</p> <p>[提案理由] (a)現在、設備設置単位は、令8区画の場合、または渡り廊下基準の場合において、別の防火対象物として扱うことができる。これに加え、一部の消防行政において独自の基準を設け、設置単位を分割している事例がある。</p> <p>(b)近年のターミナル駅は、他鉄道事業者との乗換利便性向上や駅ビル、ホテル、オフィス等との大規模化・複合化が進んでいる。その中で防火対象物をどのように分割するかは施設全体の安全を配慮しつつ、実効性の高い防火管理体制を構築する上で重要である。また消防設備の初期投資にも大きく影響している。 ・大規模な建築物で防火対象物を一体とした場合、消防用設備等のシステムの巨大化による信頼性の低下、利用特性が異なる複合用途の防火管理上の安全性の低下、日常管理等実質的な管理区分との相違等の課題が発生する。また防火対象物を分割することにより防火避難上、建物の維持管理上も有効性を向上させることができる。 ・現在の法的取扱いである「令8区画」「渡り廊下基準」は、ターミナル駅において各機能間の空間的な制約を設けるため、設置単位の分割の根拠とすることは困難である。また独自の基準においても協議に多くの時間を要し、結果として設置単位の分割ができない事例もある。よって独自の基準ではなく、「令8区画」「渡り廊下基準」以外の法的な取扱いの整理をお願いしたい。</p> <p>(c)ターミナル駅の各機能を連続的に計画し、各防火管理体制の中で実態に合った防火対象物の区分を行うことで初期投資の軽減と防火避難上、日々の維持管理の有効性の向上が図れる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	総務省	<p>建物(棟)の一部で火災が発生した場合、火災の危険性が建物(棟)全体に及ぶ可能性があることから、消防用設備等の設置単位は、原則として棟単位とすることとされています。 なお、防火対象物の部分が開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されている場合等においては、当該部分は、例外として、消防用設備等の設置に当たり、別の防火対象物とみなすこととされています。</p>	消防法施行令第8条	対応不可	<p>大規模化・複合化した防火対象物において火災が発生した場合には、火災の危険性が当該防火対象物全体に及ぶ可能性があり、また、火災に際しては、関係者が連携して迅速かつ的確な対応を行うことが必要であることから、消防用設備等の設置単位は、原則として棟単位とすることが適当であると考えます。</p>	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号()、()については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。

- : 規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
- △: 再検討が必要(「○」に該当するものを除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- : 再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議における再検討項目	
								制度の現状	該当法令等	措置の分類		措置の概要(対応策)
280215061	27年11月25日	28年1月13日	28年2月15日	行政手続きにおける漢字コードの統一化	<p>[提案の具体的内容] 漢字を電子的に扱う場合、民間企業はJIS第1水準と第2水準(JISX0208)の範囲で扱うことが多い一方、行政機関は住居統一コードや戸籍統一文字など数万字の漢字をコード化して使っている。電子的な行政手続きにおいて、民間企業に負担にならない範囲の漢字となるよう検討すべきである。</p> <p>[提案理由] 現在、行政は住居ネット統一文字や戸籍統一文字等、数万字の漢字をコード化して扱っている。一方、民間企業は従業員の氏名をJIS第1水準と第2水準の中にあてはめて管理することが多く、その文字数は6,000字程度である。 祝間係事務(年末調整等)や雇用・健康保険関係事務等で民間が行政に資料等を提出する際には住居ネット統一文字を使う必要があり、行政との電子的なデータ交換を行うために、民間企業は従業員の氏名等の外字管理を行って、中には数十億円のコストがかかる等、大きな負担となるケースも存在している。 行政機関においては「文字情報基盤(IPAフォント)」の採用に向けた検討が進められているが、民間と行政の情報連携に際して、過度の負担にならない範囲の漢字となるよう検討すべきである。 要望の実現により、従業員等の氏名等の電子的な交換がスムーズになり、民間企業におけるコストを削減できる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	総務省	<p>[総務省] 住民基本台帳法第1条、第3条第7条第1項第1号 住民基本台帳事務処理要領昭和42年10月4日付自治振第150号等通知</p> <p>[法務省] 戸籍法118条、119条 戸籍法施行規則附則2条(平成6年法務省令第51号) 平成6年1月16日付け法務省民二0010号民事局長通達 平成16年4月1日付け法務省民一928号民事局長通達</p>	<p>[総務省] 対応不可</p> <p>[法務省] 対応不可</p>	<p>[総務省] 住民票は住民の居住関係の公証する唯一の公簿であるため、その記載事項である氏名については、身分関係を公証する唯一の公簿である住民票に正確に記録する必要がある。このことから、戸籍と同一の文字を使用すべきであり、戸籍統一文字の範囲が縮小されない限り、住民票の記載における文字の使用範囲を縮小することは困難です。</p> <p>[法務省] 戸籍をコンピュータシステムによって取り扱うことを可能とした平成6年の戸籍法改正の際、紙の戸籍に記載されているいわゆる漢字・俗字を解消するべく(法改正に臨みながら、改正法案の国会提出及び審議の過程において、氏名は社会生活上極めて重要な意味を有し、戸籍に記載されている文字が漢字・俗字であっても、コンピュータ化に伴い本人の意思に問わず(その表記を改めることは問題があり、既に戸籍に記載されている氏名に対する愛着という国民感情を行政上配慮すべきであるとの指摘がなされた)、このような指摘を受けて、漢和辞典に俗字として搭載されている文字についても、コンピュータ化した戸籍にそのまま記録することとしています。 上記指摘事項については、現時点においても妥当ことから、現時点で戸籍統一文字の範囲を縮小することは困難です。 なお、戸籍法は、民間企業が行う行政手続において戸籍に記載された文字を使用すべきことを規定するものではありません。</p>		
280215062	27年11月25日	28年1月13日	28年2月15日	eLTAxを通じた税額通知の促進	<p>[提案の具体的内容] eLTAxを用いて給与支払報告書を提出した企業について、自治体はeLTAxを通じて税額通知を行うべきである。</p> <p>[提案理由] 現在、地方税法に基づき、地方税について1,000以上の給与支払報告書を提出する場合、eLTAxを用いて手続きを行う必要がある。しかしながら、地方自治体からの特別徴収の税額通知については、eLTAxを用いて内容をデータでも通知する自治体のみで送付する自治体がある。そのため、通知の内容をデータで管理する企業は、全市町村を対象にデータでの通知の有無を確認するとともに、紙媒体のみで送付する自治体に関しては企業が自ら給与控除のためのデータを作成する等、煩雑な作業が発生している。 そこで、eLTAxで給与支払報告書を提出した企業に対しては、自治体側もeLTAxを通じて通知すべきである。 要望の実現により、企業の事務作業の効率化につながる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	総務省	<p>地方税法第321条の4</p>	対応	<p>平成27年8月のeLTAxの機能追加に伴い、eLTAxを通じて送付する個人住民税に係る特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)について、平成28年度課税分の個人住民税からは、電子署名を添付した正本のオンライン送付が可能となったことである。 しかしながら、市区町村がeLTAxを通じて当該通知のデータを送付した場合、特別徴収義務者が当該通知のデータをダウンロードし受け取れば、到達したものとみなされ、市区町村は、eLTAxを通じて当該通知を送付する場合でも、紙ベースによる正本の通知も合わせて行う必要がある。 そこで、今通商関係において、特別徴収義務者の同意がある場合、市区町村が、eLTAxに当該通知のデータを保存し、eLTAxからのダウンロードが可能になった旨を事前に特別徴収義務者が登録したメールアドレス宛に送信することにより、当該通知が特別徴収義務者に到達したものとみなすことができる。地方税法を改正する予定で、総務省においても、平成28年1月20日付け総務省自治税務局事務連絡「平成28年地方税制改正(地方税務行政の運営に当たっての留意事項等)」において、「『正本』のオンライン送付は、紙ベースでの送付を省略することができるという市区町村のメリットのみならず特別徴収義務者においてもコスト削減等のメリットがあることから、平成28年度からeLTAxを通じて特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)の『正本』送付を開始すべく、積極的に取り組んでいきたい。」「既に記載された全額都道府県税務担当課長会議において、平成28年度からの積極的な対応を要請したところである。</p>		
280215065	27年11月25日	28年1月13日	28年2月15日	郵便・信書便制度の抜本的な見直し	<p>[提案の具体的内容] 郵便法の独占範囲・罰則規定を、現状の信書という内容基準から外形基準に改めるとともに、利用者に対する罰則規定を廃止すべきである。</p> <p>[提案理由] 郵便法により、信書の送達には日本郵便の独占事業となっており、同法の信書定義に基づき、総務省が事実上その解釈指針を定めている。しかしながら、定義が「意思もしくは事実を伝達するもの」という非常にあいまいな内容規程によるため、信書の範囲が過度に広範となるだけでなく、同じ文書が送り次第で信書に該当するか否かが変わるなど利用者にとって分かりにくい制度となっている。また信書を郵便以外の信便以外で輸送した場合、郵便法により、輸送事業者だけでは輸送を委託した利用者も懲役または罰金で課せられ、現実に、一般輸送事業者が文書の高受付けの注意や、利用者による内容物の確認等を行っても、利用者が書類送達されるケースも発生している。そのため、文書輸送サービスの利用につき、利用者が萎縮するのみならず、サービスの利便性も損なわれる状況にあり、公平かつ公正な競争環境が阻害されている。 総務省、情報通信審議会、郵政政策部会の中間答申に基づき、第189回通常国会で「郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律案」が可決され、特定信書便の参入条件が緩和されたものの、前述の課題が解決されるには至っていない。 諸外国では郵便の独占範囲を客観的な外形基準に基づき定めることが一般的であることから、現在のように独占範囲を信書という基準で決める。誰が見てもわかる大きさで範囲を決める外形基準に改めるとともに、利用者への罰則規定を廃止すべきである。これにより、郵便のユニバーサルサービス提供の為の原資は確保出来ると共に、利用者の利便性向上と多様な事業者の創出工夫による新サービスの創出、コストの削減、ともに信書輸送市場の活性化が期待できる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	総務省	<p>我が国では、信書の送達については、郵便法において、日本郵便株式会社ユニバーサルサービスとしての実施を義務付けるとともに、民間事業者による信書の送達に関する法律において、その他の民間事業者も総務大臣の許可を受けて全面的に参入することが可能となっており、日本郵便株式会社による独占範囲はありません。総務大臣の許可を受け他人の信書の送達を委託した者(当該者に信書の送達を委託した者は、3年以下の懲役又は300万円以下の罰金に処することとされています)。 「信書」は、郵便法第4条第2項において「特定の受取人に対し、差出人の意思を表示し、又は事実を通知する文書」と明確に定義されています。これを踏まえて、総務省において、ガイドライン「(信書に該当する文書に関する指針(平成15年総務省告示第27号))」等を作成して制度の周知を行うとともに、個別の照会に対しては丁寧に回答するなど、制度の適正かつ円滑な運用に努めているところです。 こうした制度の下で、国民の基本的通信手段である信書の送達をユニバーサルサービスが確保されるとともに、既に450者以上の民間事業者が総務大臣の許可を受けて信書の送達事業に参入し、各事業者の創出工夫により多様なサービスが提供されており、市場規模も順調に伸びているところです。 なお、諸外国の一部でも、郵便法上の規制対象として「信書、や「書状」という概念が用いられ、「信書」や「書状」に該当するものについて、郵便事業者が送達を独占する範囲や送達に当たって免許等が必要な範囲について量重等の外形基準に基づいて定められている例がありますが、これは、「信書」に該当するものについて、大きさや重量、社会等によって特定信書便事業の業務範囲を定めている我が国の制度とも共通するものがあります。</p>	郵便法第4条及び第76条 民間事業者による信書の送達に関する法律第3条、第6条及び第29条	対応不可	<p>信書の取扱いに関する規制については、平成25年3月から6月にかけて規制改革会議で議論が行われ、信書の送達をユニバーサルサービスを確保した上で、一般信書便事業の参入要件の明確化や特定信書便事業の業務範囲の在り方等、郵便・信書便市場における競争促進や良質な活性化の方策について、平成25年度に総務省で検討を行い、結論を得るとの回答がなされたことである。 この回答を受けて平成25年6月14日に閣議決定された規制改革実施計画を踏まえ、総務省では、平成25年10月に情報通信審議会に郵便・信書便市場の活性化方策の在り方について諮問し、平成26年3月に情報通信審議会から回答を受けました。当該回答において、「サブイ等の外形基準のみをもって、憲法で保障された通信の秘密を確保すべき対象や国の基本的通信手段として確保すべき対象を合理的に区別することは困難であり、外形基準によって「郵便法」・「郵便法」の規制対象を画することは適切ではない」、「無許可事業者による信書の送達を委託する送り目の行為を禁止し、違反した場合に罰則を科すことは、制度の実効性を担保する上で必要」とされたことである。併せて、当該答申において、郵便・信書便市場の活性化方策として、特定信書便事業の業務範囲の見直しについて「具体的な検討に入る」ともなされたことである。 当該答申を受けて、特定信書便の業務範囲の拡大等を内容とする「郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律」を国会で提出し、国会での審議を経て、可決・成立され、平成27年12月1日に施行されました。これにより、参入事業者による新たなサービスの提供による必要の新規創出等が期待されるなど、総務省としても郵便・信書便市場の活性化に向けて取り組んでいるところです。</p>	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。

- ：規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
- ：再検討が必要(「」に該当するもの除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- ：再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の分類	
280215066	27年11月25日	28年1月13日	28年2月15日	固定資産税評価業務の民間開放	<p>【提案の具体的内容】 固定資産税評価業務を民間に開放すべきである。</p> <p>【提案理由】 固定資産税の基礎となる「固定資産の評価」については、地方税法第404条に基づき、原則として市町村長が固定資産評価員を配置して行っている。また、同法405条より、必要に応じて固定資産評価補助員を設置して固定資産評価員を補助することが可能となっており、一般的には自治体の税務担当職員が固定資産評価補助員として補助業務も含めて固定資産評価全般に係る業務を行っている。固定資産評価業務のうち、補助的な業務は民間委託が可能となっており、一部の民間企業においては、航空写真の撮影等を通じた固定資産の現況調査や、専用のソフトを通じた評価額の算定を行っており、固定資産の評価業務についての豊富な技術やノウハウを有している。一方、自治体においては、職員の人事異動が頻繁になされることに加え、昨今の財政健全化の流れによる定数削減、経費削減等が進んでおり、固定資産の評価に係る専門性・正確性のある人材が不足している。その結果、多くの自治体において固定資産税の課税誤りが発生するという問題も生じている。そこで、これまで可能となってきた補助的業務のみならず、固定資産評価業務全般を民間に開放すべきである。なお、民間委託に際しては、公権力の行使にあたる「立ち入り検査、および「賃間検査件については、その内容や範囲等について地方自治体の指示のもとに行うことを前提として差し支えない。要望の実現により、固定資産に対する一層適切な評価・課税、市町村職員の負担軽減、経費削減、雇用の促進等の様々なメリットが生じる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	総務省	地方税法第363条(徴収定員等の固定資産税に関する調査に係る賃間検査権) 地方税法第364条(固定資産税に係る検査拒否等に関する罪) 地方税法第408条(固定資産の实地調査)	対応不可	固定資産の实地調査及びそれに基づく評価は公権力の行使である固定資産税の賦課処分と一体をなす事務であり、これらは審査申出の対象となるなど課税庁としての説明責任が生ずるものであるほか、实地調査については罰則によって担保された賃間検査権に裏打ちされて実施するものであり、賃間検査権が市町村の徴税吏員、固定資産評価員又は固定資産評価補助員にのみ認められていることなどから、固定資産評価業務全般を民間に開放することはできないものと考えます。	
280215068	27年11月17日	28年1月22日	28年2月15日	災害時における緊急通行車両等の申請基準緩和と要望	<p>【提案の具体的内容】 大地震発生時、当社は緊急資材(漏水補修材等)を被災地へ一刻も早く届けることを被災地支援の最優先事項として取組んでいるが、緊急車両通行許可証の申請に時間が掛かり、被災地到着時に大幅な遅れを生じる事態となっている。現在「緊急通行車両の事前届出申請」制度があるが、規制が厳しいため、事前の許可の取得ができない状況にある。この規制の緩和を是非ともお願いしたい。規制緩和が実現すれば、被災地への到着時間が短縮され、迅速な災害復旧支援が可能となる。特段のご措置をお願いしたい。</p> <p>【提案理由】 (a) 規制の現状 緊急通行車両の事前申請の対象車両は法律で定まっているが、現状申請さえできない状況。即ち、事前申請ができるのは、医療機関等が使用する車両、医薬品、医療機器、患者等運搬用車両、建設用重機輸送用車両等に限定されており、水道施設・管路の漏水等の被害に対処するための補修材等を運搬する車両は含まれていない。 (b) 要望理由 震災発生直後の漏水補修等、緊急性の高い被災地の水道施設・管路等復旧支援の為、「緊急通行車両等の事前申請」の対象車両として、漏水等の被害に対処するための補修材、工事機材等を運搬する車両も申請できるように、規制を緩和して頂きたい。 (c) 要望が実現した場合の効果 被災地での迅速な水道施設・管路等復旧支援の実現</p>	(一社)日本経済団体連合会	内閣府 警察庁 総務省	災害対策基本法第76条第1項、災害対策基本法施行令(昭和37年政令第28号)第33条第1項、災害対策基本法施行規則第6条	現行制度下で対応可能	緊急通行車両として緊急交通路の通行が認められる車両には、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関、指定地方公共機関等(以下「指定行政機関等」という。)が保有する車両のほか、指定行政機関等との契約等に基づき災害発生時に民間事業者が使用する車両も含まれております。漏水等の被害に対処するための補修材、工事機材等を運搬する車両についても、指定行政機関等との契約等に基づき緊急通行車両として認められることとなっており、事前届出制度の対象となっています。	
280215069	27年11月17日	28年1月22日	28年2月15日	消防計画と防災規程の一体化	<p>【提案の具体的内容】 消防法に基づく消防計画と、石油コンビナート等災害防止法に基づく防災規程は、内容が重複する部分が多く、一体化を要望する。</p> <p>【提案理由】 (a) 消防法に基づき事業者が作成する消防計画と石油コンビナート等災害防止法に基づく防災規程は、内容に重複する部分が多いが、別の法律のため各々策定する必要があり、また、各々に対応する社内規程も別々になっている。 (b) 内容が重複する計画・規程等を各々策定することに伴い事務負担が増大しているため、また、対応する社内規程も各々策定せざるを得ず、従業員の理解の妨げとなるため。 (c) 計画・規程の策定作業の合理化、防災対策に関する従業員の理解の促進が図られる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	総務省	< 防災規程 > 石油コンビナート等特別防災区域では、大量の石油や高圧ガスを貯蔵、取り扱っており、災害が発生した場合には、区域内外に重大な影響を与える恐れがあるため、特定事業者は、その特定事業所ごとに自衛防災組織を設置することとされています。 防災規程は、当該自衛防災組織が行うべき防災業務に関する事項について「特定事業者が定めるもの」であり、市町村長等に届け出なければならないこととされています。 その具体的な内容は、自衛防災組織の編成に関する事、自衛防災組織の防災訓練の実施に関する事、防災資機材等の備付け及び点検整備に関する事等、災害の発生又は拡大を防止するため自衛防災組織が行うべき業務に関し必要な事項となっています。 < 消防計画 > 防火対象物の管理について権限を有する者は、防火管理者に、防火管理の基本方針である消防計画を作成させ、所轄消防長又は消防署長に届出をさせることとされています。 消防計画の具体的な内容は、消火、通報及び避難の訓練の実施、自動火災報知設備等の消防用設備等の点検及び整備、避難施設等の維持管理、防火対象物における防火管理に関し必要な事項となっています。	石油コンビナート等災害防止法第7条、第9条、石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令第26条第2条 消防法第8条 消防法施行令第3条の2 消防法施行規則第3条	対応不可	防災規程の内容については市町村長等が、消防計画の内容については所轄消防長等が確認することとされていますが、制度の現状に記載のとおり、防災規程と消防計画は、それぞれ趣旨及び記載すべき内容が異なるため、一体化することは難しいと考えます。

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

- 「規制改革会議における再検討項目」欄の記号()については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。
- :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
- :再検討が必要(「」に該当するものを除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の分類	
280215077	27年12月1日	28年1月27日	28年2月15日	屋外タンク貯蔵所における指定数量の計測方法について	<p>【提案の具体的内容】 屋外タンクで貯蔵する場合、指定数量以上か否かの判断を、タンクごとに行うこととすべきである。</p> <p>【提案理由】 現行法上、危険物の貯蔵を行う場合、指定数量以上の場合は、危険物貯蔵所として消防法、指定数量未満の場合は、少量危険物貯蔵所として市町村条例の適用を受ける。 屋外タンクで貯蔵する場合、指定数量以上か否かの判断については、タンクごとと判断すると各市町村条例の下での運用基準や規則で規定されている場合もあるが、必ずしも統一されていない。このような運用を定めない市町村では、複数のタンクを設置する場合に、タンクごとと判断すれば少量危険物貯蔵所となる場合であっても、複数のタンクの貯蔵量を合計し、危険物貯蔵所と判断されることがあり得る。 実際に、農業用ハウス暖房設備として、指定数量2,000リットルの重油につき、1,900リットルタンクを基の設置届を出す際、当初は危険物貯蔵所と判断されたものの、協議の結果、少量危険物貯蔵所として扱われることとなった事例があり、企業は対応に苦慮している。 要望が実現した場合には、各市町村での見解の違いによる対応が必要となる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	総務省	指定数量以上の危険物を取り扱う施設(危険物施設)は、消防法で定める技術上の基準に従うこととされています。また、指定数量未満の危険物を取り扱う施設は、市町村の火災予防条例で定める技術上の基準に従うこととされています。 指定数量以上の危険物を取り扱う施設に該当するか否かの判断は、危険物施設の設置の許可を行う市町村長に委ねられています。	消防法第9条の4、第10条及び第11条 危険物の規制に関する政令第1条の11及び別表第三	その他	市町村長は、個別の施設の状態を踏まえ、火災危険性を総合的に勘案して指定数量以上の危険物を取り扱う施設に該当するか否かを適切に判断していると思慮します。
280215082	27年12月7日	28年1月27日	28年2月15日	個人番号カードのICチップ空き領域の技術情報の開示	<p>【提案の具体的内容】 個人番号カードのICチップ空き領域を民間が利用するためのICチップに搭載するアプリを作成するために必要な技術情報を開示すべきである。</p> <p>【提案理由】 ＜規制の現状＞ ICチップ空き領域を利用する際にアプリを開発するために必要となる技術情報が総務省からも地方公共団体情報システム機構からも公開されていない。 政府・与党において個人番号カードの空き領域の利活用について活発に検討が行われている。 ＜要望理由＞ 個人番号カードの空き領域を民間開放することで、番号カードをマルチカード化する企画が政府・与党においても検討されている。 民間開放することで、例えば、民間企業が自社事業所のセキュリティ対策として既に利用中の社員用カードが暗号処理等を利用している場合、この機能を番号カードに搭載するためにはICチップの空き領域に暗号処理機能を実装したアプリを搭載することが必要となる。また、銀行のキャッシュカードに代表される、生体認証機能を番号カードに搭載する場合、ICチップ内で生体認証処理を行う機能を実装したアプリを搭載することが必要となる。 上記のようなアプリを開発するためには、アプリ上で複雑な処理を実装するための技術情報の開示が必要となる。 ＜要望が実現した場合の効果＞ 個人番号カードの利便性向上によりカードの普及促進、ひいては番号制度の定着を通じて、利便性・効率性の高い社会の実現につながる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	総務省	平成27年9月の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令の改正により、一定の要件を満たした民間事業者において、個人番号カードのICチップ空き領域の活用が可能となったことです。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第18条第2号及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令第18条第4号	現行制度下で対応可能	地方公共団体情報システム機構において、開示申請を受けた事業者に対して、秘密保持契約を締結した上で、カードアプリケーションソフトウェアの情報作成手引書を開示するものとなっております。
280215084	27年12月7日	28年1月27日	28年2月15日	タイムスタンプの法的根拠	<p>【提案の具体的内容】 〔一財)日本データ通信協会のタイムビジネス信頼・安心認定制度において技術・運用面でその信頼性が認定されている事業者が発行するタイムスタンプの法的根拠を明確に設定すべきである。 具体的には、現在は確定日付として公正証書の日付や内容証明郵便の日付等のみしか認められていないが、タイムスタンプもこれに加えるべきである。また、現在の電子署名法では、手書き署名や押印とは異なり、実質的に短期的に有効なものしか規定されていないが、欧州等のように、タイムスタンプを同法の中で規定することにより、中長期的に有効な電子署名を規定して使えるようにすべきである。</p> <p>【提案理由】 ＜規制の現状＞ e文書法が制定された2005年に総務省より「タイムビジネスに係る指針 - ネットワークの安心な利用と電子データの安全な長期保存のために -」が発行され、〔一財)日本データ通信協会においてタイムビジネス信頼・安心認定制度が制定されている。ここで認定されている時刻とタイムスタンプはJISおよびISOに準拠している。 電子署名法第2条において電子署名の定義がされているが、1項を満たすためには、タイムスタンプを活用する必要がある。タイムスタンプは電子帳簿保存法施行規則第3条5項にて記載されているが、法的な根拠が乏しい。 確定日付は民法施行法第5条で規定されているが電子情報における規定は無い。特許庁が発行している先発権利制度の付帯な活用に付いて(平成18年)では、証拠力を高める具体的な手法の紹介として「法的な確定日付効がない」に注意する必要がある。この記載がある。 ＜要望理由＞ 電子化社会において電子情報の信頼性を将来に亘って担保するための基準を設定することは重要である。EUでは時間を跨いで電子取引を行うことを推進するためのeIDASとしてRegulation化されてタイムスタンプが規定されている。このeIDASでは「信頼-電子署名-電子データ信頼」及び「Trustlist」に掲載されることで電子的にその信頼を確認することができる仕組みになっているが、Trustlistでは各国の法的根拠を記載する必要がある。一方、中国においても中国のタイムスタンプが知的財産の存在証明として活用が進んでおり判例も出てきているが、日本のタイムスタンプの有効性を認めるか根拠が無いため日本国内のユーザが強く懸念している。認定事業者が発行するタイムスタンプは、知的財産保護、国際関係書類、電子契約、医療情報、建築申請と多岐にわたって利活用が進んでいるが、ユーザからは法的根拠が無いことから、いざ訴訟時に有効にならないのではないかとの不安があり、電子化普及の阻害要因となっている。安全安心な環境づくりを実現するためには、現状の認定事業者によるタイムスタンプに日本国としてグローバルに通用すべく法的根拠を設定すべきである。 ＜要望が実現した場合の効果＞ ユーザがタイムスタンプ利用を躊躇することなく電子情報の存在証明を行うことで情報の信頼性を担保することができ、安全・安心して電子取引を行うことができる。国を跨いで電子情報の信頼性を保証でき安全・安心に電子情報でのやりとりが可能となる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	総務省 法務省 経済産業省	e文書法が制定された2005年に総務省より「タイムビジネスに係る指針 - ネットワークの安心な利用と電子データの安全な長期保存のために -」が発行され、〔一財)日本データ通信協会においてタイムビジネス信頼・安心認定制度が制定されています。ここで認定されている時刻とタイムスタンプはJISおよびISOに準拠しています。 電子署名法において、タイムスタンプについての規定はありません。	電子署名法	検討を予定	電子署名法における認証業務においては、利用者の本人性を確認した上、認証事業者が利用者に電子証明書を発行することが中心となるのに対し、時刻認証(タイムスタンプ)においては、作成された個々の電子文書について、タイムスタンプ事業者が個別に日時についての情報を付与するものであり、両者の仕組みは全く異なり、同時に行われる性質のものではありません。 このように、電子署名法に基づく(電子認証業務と電子文書にタイムスタンプを付与する業務とは、その内容が異なるものであり、もしタイムスタンプ事業者が発行したタイムスタンプに何らかの法的効果を持たせるとするならば、現在の電子署名法が認証事業者について行っている規律とは異なる視点からの規律が必要となります。現在の電子署名法の中でタイムスタンプを規定することを含めて、タイムスタンプに法的効果を持たせるとについては、慎重に検討する必要があると考えます。

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号()については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。

- :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
- △:再検討が必要(「」に該当するものを除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議における再検討項目	
								制度の現状	該当法令等	措置の分類		措置の概要(対応策)
280215085	27年12月7日	28年1月27日	28年2月15日	時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の技術的見直し	<p>【提案の具体的内容】</p> <p>2010年に導入された時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の技術基準であるが、時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の制御チャネルの電波を検出した場合には、割当てられた5つの周波数のうち3つの周波数で電波の発射が規制されるため、事業所用コードレス電話システムへの適用には代替周波数の割当てを含めた前記規制の見直しが必要となる。</p> <p>時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の制御チャネルの周波数割当の見直しや、現在共用しているPHSの無線局との共用周波数の拡大をすべきである。できれば1884.5～1893.5MHzの周波数を追加共用していただきたい。</p> <p>【提案理由】</p> <p><規制の現状></p> <p>時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局は、受信電力が-82dBmを超える時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の制御チャネルの電波を受信した場合に、時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話に割当てられた5つの周波数の内3つの周波数で電波の発射が規制される。</p> <p><要望理由></p> <p>規制の結果、通信容量が最大60チャネルから最大24チャネルへと減じられてしまうため、事業所用コードレス電話システムへの適用には十分なサービス品質を確保できない。チャネル数を試算すると最低5つの周波数が必要となり、現行の保護規制を見直すか利用規制分の代替周波数があれば、設置場所を左右されないサービス品質を確保することができる。時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の制御チャネルには2周波数が割当てられているが、この制御チャネルの割当周波数をch31～36のいずれかに移動できれば利用規制条件を撤廃、あるいは緩和することができる。1周波数の移動で規制周波数の数を2つに緩和することができ、2周波数の移動で規制周波数を無くすることができる。時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の制御チャネルの移動には現行設備の更新が必要となるため移行期間を設け、その期間は4周波数を割当てて、いずれか2つを利用できるようにすることが望ましい。経済性を追求する場合は、利用規制される周波数の数だけ代替周波数を割当てることが望ましい。割当てする周波数であるが、現行のデジタルコードレス電話の無線局は既にPHSの無線局と周波数を共用しており、この共用周波数を拡大すれば、周辺の無線システムとの共用条件に変化を与えることはない。現在のPHSの無線局の利用状況からサービス品質に影響を与えるとは思えず、年間800万局以上増加し現在1200万局以上と推定される時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局と共用することで限られた電波資源の有効利用となる。</p> <p><要望が実現した場合の効果></p> <p>事業所用コードレス電話システムの導入、及び今後期待されるIoT/M2Mなどの高度化アプリケーションを高品質かつ安価に提供し、発生するトラフィックを集約して固定通信線へ運ぶことで携帯電話のトラフィックをオフロードすることができる。携帯電話は移動利用に必要な電波資源を削減すれば良く、総合的に限られた電波資源を有効利用する効果が期待できる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	総務省	時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話(以下、「広帯域デジタルコードレス電話」といふ。))は、平成22年に免許を要しない無線局として制度化されたところである。当該無線局の使用周波数帯においては、既に免許を要しない無線局である時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話(以下、「狭帯域デジタルコードレス電話」といふ。))及びPHSの無線局が利用されており、これらの既存無線局と周波数共用を図るため、既存無線局の運用に影響を与えないように広帯域デジタルコードレス電話の無線局の技術基準が定められたところである。具体的には、広帯域デジタルコードレス電話が電波を発射する際には、既に近隣で運用している狭帯域デジタルコードレス電話の無線局等からの電波を検出し、一定レベル以上の電波を受信した場合に、自局において影響を与える周波数(ch)の電波を発射しないこととする混信防止機能(キャリアセンス)を備え付けることを義務化しているところである。	電波法施行規則第6条第4号第5項 無線設備規則第49条の3の2の2第1項ハ 総務省告示第389号第2項第4号	対応不可	広帯域デジタルコードレス電話の無線局は、既存のPHSの無線局や狭帯域デジタルコードレス電話の無線局の運用に影響を与えないよう混信防止機能(キャリアセンス)等を設け、これらの既存無線局と周波数共用を図ることとする。平成22年に制度整備されたところである。既存の狭帯域デジタルコードレス電話の無線局の運用といった一部の使用場所や環境によっては、周波数利用に制限が生じる場合があるが、無線局の配置や運用等により対応していただくことを前提としているものであり、電波資源の有効利用の観点から周波数の拡張は困難である。また、狭帯域デジタルコードレス電話の制御チャネルの見直しについては、狭帯域デジタルコードレス電話は免許不要局であり、既に使用されているものの制御チャネルの変更は困難であることから、現実的には新たに設置される広帯域デジタルコードレス電話の無線局の配置や運用等により対応していただくことが必要と考える。なお、新たな周波数の割当てに当たっては、今後の広帯域デジタルコードレス電話の普及状況だけでなく、当該周波数帯における他の既存無線局の電波の利用状況や将来の新たな電波利用ニーズを考慮し、電波資源の有効利用の観点から慎重な検討が必要である。	
280215086	27年12月7日	28年1月27日	28年2月15日	IoT応用WiFi(IEEE802.11ah)の国内導入を可能とする制度整備	<p>【提案の具体的内容】</p> <p>現状の国内920MHz帯技術基準が、米国欧州の国際基準と不整合な部分があり、IEEE802.11ahをベースとするIoT応用の普及と隣接となっている。既に100億ノードを出荷しているWiFiデバイスが今後より大きな普及を招くIoT応用で、国際競争上の優位を維持するために前記技術基準を改定すべきである。</p> <p>【提案理由】</p> <p><規制の現状></p> <p>現在の920MHz帯技術基準は、パッシブタグシステム及びアクティブ小電力システムへの適用に基づいて検討され、制度化されたものである。</p> <p><要望理由></p> <p>現在の条件では、スペクトラムマスク及びチャネル帯域幅等の不整合により、IEEE802.11ahが使えない。</p> <p><要望が実現した場合の効果></p> <p>米国欧州とのスペクトラムマスクが整合するため、今後広(普及する)11ah WiFiをベースとしたIoT応用の、国内企業の事業参加が可能になる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	総務省	920MHz帯においては、パッシブ系の構内無線局、特定小電力無線局、また、アクティブ系の特定小電力無線局、簡易無線局の規格が設けられており、パッシブ型についてはタグのリークグライト、アクティブ型についてはスマートメーターやセンサーネットワークなどのテレメータ・テレコントロール、データ伝送などに使用されている。	無線設備規則	対応不可	920MHz帯には既にタグなどの特定小電力無線局、構内無線局、簡易無線局と多様なシステムに割り当てられており、IoTで使用が期待されている規格については、802.11ahの他、海外で複数の規格が提案されております。日本国内で新たな規格の導入に際しては、海外動向と日本国内でのニーズを踏まえ、かつ、既存システムとの周波数帯の共用が可能であるなど技術的な検討が必要であり、現在、関係業界において、これらの検討が開始されつつあるところであり、それらの動向を注視していきたいと考えております。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号()については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。

- :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
- △:再検討が必要(「○」に該当するもの除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議における再検討項目	
								制度の現状	該当法令等	措置の分類		措置の概要(対応策)
280215087	27年12月7日	28年1月27日	28年2月15日	無線方式を用いた自動火災報知設備の感知器、発信機、中継器及び受信機に関する技術上の基準の見直し	<p>【提案の具体的内容】 近年の無線情報通信の技術発展に伴い、自動火災報知設備の情報伝達手段として多様なニーズに対応するため、無線方式を採用した自動火災報知設備について技術基準の整備が進められてきたが、その無線設備は無線設備規則第四十九条の十七に規定される小電力セキュリティシステムの無線局の無線設備であることに限定されているため、同等の性能要求を満足する他の無線設備を定めるべきである。具体的にはデジタルコードレス電話の無線局や小電力データ通信システムの無線局の無線設備を追加いただきたい。</p> <p>【提案理由】 <規制の現状> 「火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令、第八号十六、」中継器に係る技術上の規格を定める省令、第三号十六、及び、「受信機に係る技術上の規格を定める省令、第十三号二にて、いずれにおいても無線設備は、無線設備規則第四十九条の十七に規定する小電力セキュリティシステムの無線局の無線設備であること、と記載されており、他の無線設備を許容していない。</p> <p><要望理由> しかしながら、近年の無線情報通信の技術発展に伴い、同等の性能と運用を担保することができる無線設備は他にも存在するため、無線設備をひとつに限定することの合理的理由が見当たらない。例えば、無線設備規則第四十九条の八の二に規定される時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局、第四十九条の八の二に規定される時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局、及び第四十九条の二十の小電力データ通信システムの無線局の無線設備が適用可能と考えられる。これらの無線設備は、小電力セキュリティシステムの無線局の無線設備よりも広帯域であるため、感知情報の告知だけに留まらず、音声や映像といった情報を双方向に伝送することも可能である。また、これらの無線設備は家庭や事業所では一般的に広く普及しており、新たな受信機や中継器を準備せずとも既存システムと連携することで経済的なシステムを構築できるため、無線設備をひとつに限定する規制は無くすべきである。</p> <p><要望が実現した場合の効果> 固定電話や携帯電話、インターネットに接続される機器との連携が容易となって端末製造事業者やネットワークサービス事業者が活発化し、様々なアイデアが加わることで、より高度なサービスの提供が期待される。また、前記時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局や小電力セキュリティシステムの無線局の無線設備はグローバルに普及しているため、グローバル市場で競争できる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	総務省	<p>自動火災報知設備に無線方式を用いる場合には、火災発生時において、火災信号等が迅速かつ確実に送受信されることが必要です。</p> <p>そのため、電波法施行規則第6条第4項第3号において、主として火災、盗難その他非常の通報等を行うものと規定されている「小電力セキュリティシステムの無線局」の無線設備を使用することとされています。</p>	<p>火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令第8号第16号イ</p> <p>中継器に係る技術上の規格を定める省令第3号第16号イ</p> <p>受信機に係る技術上の規格を定める省令第13号の2第1号</p>	対応不可	<p>現在の「デジタルコードレス電話の無線局」や「小電力データ通信システムの無線局」の無線設備は、他の機器等から発信される電波による干渉や混信が生じやすく、また、空中線電力が比較的小さいため壁や障害物の影響を受けやすいと考えられることから、火災発生時に火災信号等が迅速かつ確実に送受信されないおそれがあります。</p> <p>なお、自動火災報知設備の受信機等から、自動火災報知設備以外の機器に信号を送信することとする場合には、「小電力セキュリティシステムの無線局」以外の無線設備を使用することができます。</p>	
280229002	27年11月17日	28年1月13日	28年2月29日	複数の保安法令の申請書・窓口の統一	<p>【提案の具体的内容】 消防法、高圧ガス保安法、石油コンビナート等災害防止法等の保安法令に基づく許可・届出等の申請書を統一するとともに申請窓口の一元化を要望する。</p> <p>【提案理由】 (a)危険物、高圧ガス等に係る設備の設置・変更等を行う場合、同一の設備であっても、消防法、高圧ガス保安法、石油コンビナート等災害防止法等の複数の保安法令に基づいて、各々許可・届出等の申請が必要である。</p> <p>(b)個々の法令ごとに申請書を作成し、所管省庁ごとに説明するのは、企業にとって煩瑣で多大な事務負担となっているため。</p> <p>(c)申請書の様式の統一及び申請窓口のワンストップ化による事務負担の軽減、申請の合理化を通じて工期短縮によるコストダウン、早期事業化による競争力の強化が図られる。さらに、複数の法令の統合が実現した場合、効果は一層増大する。</p>	(一社)日本経済団体連合会	総務省 経済産業省	<p>ガソリン等の危険物を一定の量以上貯蔵し、又は取り扱う施設を設置又は変更の許可を受けようとする者は、消防法に基づき、設置・変更許可申請書に図面等の関係する書類を添付して、市町村長、都道府県知事又は総務大臣に提出する必要があります。</p> <p>また、高圧ガス保安法では、圧縮、液化その他の方法で処理することができるガスの容積が一日百立方メートル以上である設備を使用した高圧ガスの製造又は変更の許可を受けようとする者は、製造許可申請書(製造施設等変更許可申請書)に製造計画書(変更明細書)を添付して、都道府県知事に提出する必要があります。</p> <p>さらに、石油コンビナート等災害防止法に基づき(第1種事業所のうち、石油と高圧ガスをともに扱う事業所は、新設等の工事をしようとする場合、新設等に関する計画を主務大臣(総務大臣及び経済産業大臣)に届け出ることとされています。</p>	<p>消防法第11条、危険物の規制に関する規則第4条、第5条</p> <p>高圧ガス保安法第5条、第14条</p> <p>石油コンビナート等災害防止法第5条、第7条、第45条</p>	対応不可	<p>消防法は危険物を取り扱う機器を含む施設全体を、高圧ガス保安法は高圧ガス設備をそれぞれ規制対象とし、石油コンビナート等災害防止法は災害の防止に関する他の法律と相まって特別防災区域全体を1つの規制対象としています。また、消防法、高圧ガス保安法、石油コンビナート等災害防止法は、それぞれの法の目的から独自の安全基準を設けています。</p> <p>許可申請の申請書及び申請窓口を1つに統一することは、法律の目的が異なるため困難です。</p> <p>なお、消防法、高圧ガス保安法及び石油コンビナート等災害防止法が重複適用する部分については事業者の利便性を図る観点から、書類の共通化による申請書類の簡素化など許可申請に伴う負担軽減の措置を講じています。</p>	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。
 :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
 :再検討が必要(「」に該当するものを除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議における再検討項目	
								制度の現状	該当法令等	措置の分類		措置の概要(対応策)
280318010	27年11月17日	28年1月13日	28年3月18日	非常用発電機用オイルタンクの燃料の貯蔵量上限・離隔距離の緩和・撤廃	<p>【提案の具体的内容】 首都直下地震発生時における本社機能等維持のため非常用発電設備及び必要な燃料の確保が求められるが、非常用発電設備用燃料のオイルタンクはその設置場所により各種規制を受けている。地下であれば貯蔵制限がないが、敷地種類の限られる都心部においては地下貯蔵槽を設けるための空地確保に苦勞する場合が多く、首都直下地震の切迫性も高まる中、十分な燃料確保のためには屋内や屋上への貯蔵も望まれる。 一方、屋内や屋上の場合には貯蔵量上限や離隔距離の制限等により十分な貯蔵量を確保することが難しい。このため、屋内や屋上における非常用発電機用燃料の貯蔵量上限や離隔距離制限を緩和(もしくは撤廃)して頂きたい。</p> <p>【提案理由】 (a)燃料を地下貯蔵槽に貯蔵する場合は貯蔵量制限がないが、地下貯蔵槽以外の場所で貯蔵する場合、貯蔵可能量や離隔距離などが制限される。 ・商業地域、重油の場合、建物単位で最大20,000ℓ ・屋上貯蔵の場合、タンク毎に2,000ℓ未満で、タンク周囲に幅3m以上の空地を確保 (b)首都直下地震発生時における本社機能等維持のため非常用発電設備及び必要な燃料の確保が求められる中、地下貯蔵槽であれば貯蔵可能量の制限がないため、現規制下で必要な燃料を貯蔵する場合は「地下貯蔵槽」により対応することが多い。しかし敷地種類の限られる都心部では地下貯蔵槽を設けるための空地を確保し苦勞する場合が多い。首都直下地震の切迫性も高まる中、地下貯蔵槽のみでは十分な燃料確保ができない場合も想定されるため屋内や屋上など地下以外の場所への設置も望まれるが、屋内や屋上の場合には上記の貯蔵可能量や離隔距離制限があり十分な燃料貯蔵が難しいため、屋内や屋上における貯蔵可能量や離隔距離の緩和と望まれる。 (c)屋内や屋上に十分な燃料を貯蔵することが可能となり、非常用発電機の長時間稼働に対応する燃料貯蔵が促進される。 ※「屋上」の場合、最大2,000ℓについて 屋内タンクは法律上「屋内タンク貯蔵所」に該当すると指導されている。すると、危険物令12条2項の制限を受ける。12条2項(甲)タンク専用室に設置することあり、結果、屋上にタンクをむき出しで設置することは出来ないこととなる。そのため、危険物規則第28条の57/一般取扱所、に関する許可の範囲内で屋上へのむき出しでのタンク設置が認められている、という現状。28条の57第4項5号でタンクは指定数量未満となるため、2,000ℓが上限となる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	総務省 国土交通省	<p>消防法により、屋内タンク貯蔵所のタンクの容量は指定数量の40倍(第4石油類及び動植物油類以外の第4類の危険物にあつては、当該数量が2万リットルを超えるときは、2万リットル)以下とする必要がありませう。</p> <p>危険物の規制に関する政令第12条第2項、第19条第2項第3号、危険物の規制に関する規則第28条の57第4項</p> <p>建築基準法第48条の用途規制により、危険物の貯蔵又は処理に供する建築物は、各用途地域ごとに危険物の数量に応じて立地が制限されます。 ただし、特別用途地区や地区計画の活用、特定行政庁が同法第48条の特例許可をすることにより、用途地域ごとに規制される数量を超える危険物の貯蔵又は処理に供する建築物を建築することが可能です。</p>	<p>消防法関係) 耐火構造のタンク専用室に設ける屋内タンク貯蔵所のタンク容量の上限については、危険物の漏えいや火災を建物の一部分に局限化し、火災の危険性や影響を低減させるために規定されたものです。 ボイラー等で危険物を取り扱う一般取扱所のうちキュービクル式の設備を屋上に設けるもののタンク(いわゆるサービスタンク)の容量の上限についても、同様に火災の危険性や影響を低減させるために規定されたものです。また、当該設備及びタンクの周りに空地(離隔距離)は、周囲の建築物との相互の延焼防止や消防活動に使用することを目的に保有するよう規定されたものです。</p> <p>屋内や屋上において、一か所で大量の危険物を貯蔵し、又は取り扱うことは、火災の場合、近隣に与える影響が大きいことや消防活動に重大な影響を与えるおそれがあることから、ご要望であるタンク容量の上限や保有空地(離隔距離)の緩和・撤廃は困難です。 ただし、建物内に耐火構造のタンク専用室を複数設けることにより、一つのタンク専用室に設けるタンクの容量に上限はありますが、非常時に使用出来る日数分の燃料を貯蔵することが、現行の規制でも可能です。 なお、ボイラー等で危険物を取り扱う一般取扱所のうちキュービクル式の設備を屋上に設けるものについても、当該一般取扱所に接続する屋内貯蔵タンクをタンク専用室に設けることで、非常時に使用出来る日数分の燃料を貯蔵することが、現行の規制でも可能です。</p>			
280318029	27年11月25日	28年1月22日	28年3月18日	生命保険会社に対する行政機関等からの照会文書の統一化・電子化	<p>【提案の具体的内容】 行政機関および民間事業者の事務効率化、コスト削減等を図る観点から、行政機関等による生命保険会社に対する保険契約の有無・内容(契約日・保険種類・保険金額等)に係る照会文書の様式の統一や照会手続の電子化を一層推進すべきである。</p> <p>【提案理由】 現在、行政機関は多種多様な様式の紙媒体の文書を大量に生命保険会社に送付する形で保険契約の有無・内容の照会を行っている(年約100万件の税務関連の照会を受けている生命保険会社も存在)。生命保険会社はこのような行政機関からの照会をシステム上で機械的に処理することが困難なことから、手作業で目視確認をしながら可能な限り迅速かつ適切に名寄せ等の事務処理を行い、行政機関に対する回答を行っている。大きな負担となっている。 行政機関からの照会文書の様式および電子化を促すことにより、行政機関及び生命保険会社における正確かつ迅速な事務の実現や行政機関における文書の印刷・郵送コストの削減、行政手続の迅速化による国民の効用の増加等、様々なメリットが生まれる。さらには、ペーパーレス化の推進により、社会・経済の発展と地球環境の調和を目指しつつ、持続可能な社会作りにも貢献することも可能になると考えられる。加えて、多種多様な照会文書の様式を統一することを通じて生命保険会社における事務の効率化及びコスト削減が促進され、行政機関が迅速に回答を得ることが可能となる。その結果、例えば、生命保険への加入の有無を行政がすぐに把握でき、生活保護の支給開始までの期間等が短縮され、真に手を差し伸べるべき者に対する支援の早期化が可能となる。 昨年度も同様の要望を提出し、警察庁・国税庁・厚生労働省とは照会文書の様式の統一化を実現、実施状況をフォローしている状況であり、総務省は統一に向けた検討を進めているとの回答を得た。引き続き、様式の統一化や照会手続の電子化を進めることを要望する。</p>	(一社)日本経済団体連合会	警察庁 総務省 厚生労働省	<p>【警察庁】 現在、警察においては、捜査の過程で、保険契約の有無・内容(契約日・保険種類・保険金額等)等について、法令に基づき捜査関係事項照会書を送付し、関係生命保険会社に対し照会を実施しています。</p> <p>【総務省】 地方税の課税・徴収における金融機関に対する取引照会とは、書面などで行われます。照会文書の書面のフォーマット(用語・書式など)については法令上の規定がないため、各自治体に委ねられています。</p> <p>地方税の課税・徴収における金融機関に対する取引照会とは、書面などで行われます。取引照会の方法については法令上の規定がないため、各自治体に委ねられています。</p>	<p>【警察庁】 その他</p> <p>【総務省】 検討に着手</p>	<p>【警察庁】 照会の電子化については、生命保険協会と協議したところ、照会の電子化を行う場合、高度なセキュリティ対策が必要となり、現状の警察からの照会件数であれば電子化するよりも、現在のFAXを使用した照会の方が効率的である等の理由から、照会の電子化に係る検討については見送るとの結論で調整済みです。</p> <p>【総務省】 規制改革実施計画(平成26年6月24日閣議決定)において、「金融機関に対する取引照会の一元化(地方税に関する照会文書の用語・書式の統一)」については、「国税における書式等の統一化の取組を踏まえ、以下の統一化の実施に向けて、地方団体間で構成する協議会に対し、金融機関側の意向を伺いながら検討することを要請し、また、検討結果についても連絡するよう要請する。 照会文書の依頼事項に関する用語 照会文書の書式・照会の種類や経路ごとに統一できる箇所を調整の上」とされており、全国税務協議会に対して、統一化に関する検討を行うよう要請し、同協議会からは平成27年度中に結論を出す方針と聞いている。</p>	<p>【総務省】 検討に着手</p> <p>【財務省】 照会様式の統一化 現行制度下で対応可能</p> <p>照会手続の電子化 平成26年7月以降、規制改革実施計画の内容に沿って、生命保険協会等とシステム開発の方向性について継続的に協議を行っており、今後も引き続き検討してまいりたいと考えております。</p>	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号()については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。
 :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
 :再検討が必要(「」に該当するもの除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の分類	措置の概要(対応策)	
								[厚生労働省] 保護の実施機関及び福祉事務所長は、保護の決定若しくは実施又は生活保護法第7条若しくは第76条の規定の施行のために必要があると認めるときは、要保護者等の情報(氏名、住所又は居所、資産及び収入の状況等)について、官公署等に対し必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求めることや、銀行等の関係人に対して報告を求めることができます。なお、要保護者が急迫した状況にある等やむを得ない場合には、当該調査結果が漏れなくとも保護の決定を行うことができることとします。 また、平成27年度から当該調査に係る照会文書の様式については、統一化されたものが使用されているとします。	[厚生労働省] 生活保護法第29条	[厚生労働省] 検討に着手	[厚生労働省] 照会文書の様式の統一については、左記のとおり平成27年度からは統一化された様式が使用されており、当該調査に対する事務の効率化を図っています。 また、照会のオンライン化の可否については、提案主体の意見をも踏まえつつ、今後検討していくこととします。	
280318034	27年12月7日	28年1月27日	28年3月18日	空家とその敷地の所有者情報の提供	<p>【提案の具体的内容】 空家の減少に向けて我々企業も積極的な取り組みを行う考えだが、空家の所有者がはっきりせず、所有者への働きかけが十分に行えない状況にある。空家の減少を促進するためにも、一定の条件の下での、行政側が保有する所有者の氏名、現住所等の個人情報も民間企業にも開示できるようにすべきである。</p> <p>【提案理由】 <規制の現状> 空家対策特別措置法において、市町村長は、固定資産税の課税のために利用する目的で保有する情報(課税台帳)のうち、空家等の所有者に関する情報(氏名又は名称、住所、電話番号)について、法の施行のために必要な限度において、守秘義務に抵触することなく、内部で利用することができることとされている。</p> <p>しかしながら、市町村の内部利用に限られるため、空家対策としての管理業務や建替え需要調査、土地活用等を担う民間事業者に対しては、空家とその敷地の所有者への連絡や働きかけを目的とする場合であっても、個人情報保護法の利用目的の制限事項があり、空家対策特別措置法にあっては外部への情報提供やその活用用途、利用制限について明記されていないことが理由となり、課税台帳に記載されている個人情報の提供を受けることができない。このため、民間企業が事業性の確認を含め、空家対策に積極的に動くことが大変困難な状況となっている。</p> <p><要望理由> 民間事業者が空家対策に取り組む場合には、事業性に関する調査を行う必要から、所有者との接触、交渉が不可欠であるが、空家の所有者を調べることが実態的に困難である。自治体においては、課税台帳に取られた個人情報の確認により所有者が特定できていても、民間事業者への情報提供ができないため、自治体のみで所有者に対して働きかけを行わなければならない。民間事業者に協力を求めようとしても、民間事業者が求める情報を提供できない為、十分な連携がとれず対策の推進が困難である。</p> <p><要望が実現した場合の効果> 空家とその敷地の所有者との調整が可能となり、事業者にとっては、事業性判断を行うことができるようになるため、空家対策の推進が期待できる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	総務省 法務省 国土交通省	空家等対策の推進に関する特別措置法第10条第1項において、市町村長は、固定資産税の課税その他の事務のために利用する目的で保有する情報であって氏名その他の空家等の所有者等に関するものについては、この法律の施行のために必要な限度において、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができることとされています。 また、市町村は、同法第13条において、空家等及び空家等の跡地(土地を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するものを除く。)に関する情報の提供その他これらの活用のために必要な対策を講ずるよう努めるものとされています。	国土交通省、総務省 空家等対策特別措置法	[国土交通省、総務省] 個人情報の取り扱いには、それぞれの地方自治体の個人情報保護条例等に基づいてルールが定められていますが、一般的に、空家の所有者、所有者の現住所などの個人情報を本人の同意なくして外部提供することはプライバシーの問題があり、困難であると考えられます。 しかしながら、御指摘の「一定の条件の下」として、本人の同意を得た上で市町村から空家等の所有者等に関する情報を民間事業者へ提供することは可能であり、実際に民間事業者と連携して空家の利活用に取り組む市町村もあります。	[法務省] 空家対策については、空家対策特別措置法により市町村において取り組むこととされていること、法務省・法務局においては、市町村が取り組む空家等に関するデータベース整備等を支援することが求められており、具体的には、「例えば空家等の不動産登記簿情報については関係する法務局長に対して、電子媒体による必要な不動産登記簿情報の提供を求めることができる」とされています(空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針(平成27年総務省、国土交通省告示第1号))。 つまり、法務局は、市町村が把握した空家等について、市町村からの要請に対し、当該空家等の登記簿情報等を提供するという仕組みとなっており、法務局が空家等の情報を収集しているわけではないため、空家等に関する所有者等の情報を開示することはできません。 また、市町村が整備した空家等のデータベースの取扱いについては、当省はコメントする立場にありません。 なお、不動産登記簿等の公開に関する制度については、以下のとおりです。 ・何人も、登記官に対し、手数料を納付して、登記記録に記載されている事項の全部又は一部を証明した書面(登記事項証明書)の交付を請求することができることとされています。 ・何人も、登記官に対し、手数料を納付して、登記記録に記載されている事項の概要を記載した書面(登記事項要約書)の交付を請求することができることとされています。	